



南富良野町 第6次総合計画

〈令和5年度～令和9年度〉



地域の自然を活かし
協働と共創で築くまち 南富良野





南富良野町 第6次総合計画

〈令和5年度～令和9年度〉

地域の自然を活かし
協働と共創で築くまち 南富良野



目 次

I. 序 論	1
1. 計画の策定にあたって	2
(1) 計画の背景と目的	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の役割	3
(4) 計画の構成と期間	4
(5) 計画策定の視点	5
2. 南富良野町の概況	6
(1) 沿革	6
(2) 位置・面積・地勢	6
(3) 総人口等の状況	7
(4) 産業の状況	9
(5) 財政の状況	12
3. 時代の潮流と町民意向	16
(1) 時代の潮流	16
(2) 町民意向	19
II. 基本構想	23
1. まちづくりの基本姿勢	24
2. まちの将来像	25
3. 施策分野別の基本目標	26
4. 施策の体系	28
5. 重点施策	29
6. 将来人口フレーム	31
(1) 将来人口推計	31
(2) 目標人口	32
7. 地区別の整備方向	33
(1) 北落合地区	33
(2) 落合地区	33
(3) 幾寅地区	33
(4) 東鹿越地区	33
(5) 金山地区	33
(6) 下金山地区	34

Ⅲ. 基本計画	35
基本目標 1 地域特性を活かして活力あるまち	39
1. 農業	41
2. 林業	43
3. 商工業	45
4. 観光・交流	46
基本目標 2 健康で安心して生活できるまち	48
1. 保健・医療	50
2. 地域福祉	53
3. 高齢者福祉	55
4. 障がい者福祉	57
5. 子育て支援	59
基本目標 3 災害に強く快適で住みよいまち	61
1. 道路	64
2. 公共交通	66
3. 情報化	68
4. 住環境	70
5. 公園・緑地	72
6. 上下水道	73
7. 自然環境保全	75
8. 環境衛生	77
9. 防災	79
10. 消防・救急	82
11. 防犯・交通安全	84
基本目標 4 豊かな学びと生きがいを実感できるまち	86
1. 学校教育	88
2. 社会教育	90
3. スポーツ・レクリエーション	92
4. 歴史・文化・芸術	94
5. 青少年健全育成	96
基本目標 5 町民と行政がともに歩むまち	98
1. 住民参画・地域づくり	100
2. 男女共同参画	102
3. 広報・広聴	104

4. 行財政運営	106
5. 広域行政	108
資料編	109
諮問書	110
答申書	111
計画策定体制	114
南富良野町第6次総合計画審議会条例	115
南富良野町第6次総合計画審議会規則	117
南富良野町第6次総合計画策定委員会規程	119
南富良野町第6次総合計画審議会委員名簿	120
南富良野町第6次総合計画策定委員会名簿	121
策定経過	122

I. 序 論

計画の策定にあたって
南富良野町の概況
時代の潮流と町民意向

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景と目的

本町では、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間を計画期間とする南富良野町第 5 次総合計画を策定し、「共に創る 笑顔で 生き生き みなみふらの ～太陽と森と湖のまち～」をまちの将来像として掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えているとともに、様々な制度改正や地方創生の推進など、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、町民との協働をより深めながら、訪れたい町、住んでみたい町、住み続けたい町としての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。

これからも本町が発展していくためには、健全な財政のもとで町民・事業者・行政が一体となって、安全で安心できる生活環境の形成や、産業の振興及び町外に誇ることができる地域資源の優位性を活かし、外部の様々な知見を取り込みつつ個性あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

時代の変化に柔軟に対応し、本町が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、令和 5 年度を初年度とする南富良野町第 6 次総合計画を策定します。

■これまでの総合計画

計画期間	計画名称	将来像／シンボルテーマ
昭和 48 (1973) 年度 ～ 昭和 57 (1982) 年度	南富良野町総合開発計画	—
昭和 58 (1983) 年度 ～ 平成 4 (1992) 年度	南富良野町新総合計画	大地のいぶきがきこえる町・南富良野町
平成 5 (1993) 年度 ～ 平成 14 (2002) 年度	南富良野町第 3 次総合計画	豊かな自然とほほえみにあえるまち・ 南富良野町
平成 15 (2003) 年度 ～ 平成 24 (2012) 年度	南富良野町第 4 次総合計画	まほらの 南富良野 ～瑞々しい自然、誇れる大地、 人のびのび、みなみふらの～
平成 25 (2013) 年度 ～ 令和 4 (2022) 年度	南富良野町第 5 次総合計画	共に創る 笑顔で 生き生き みなみふらの ～太陽と森と湖のまち～

(2) 計画の位置づけ

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、町行政を総合的かつ計画的に行うために策定されていましたが、地方分権改革推進計画^{※1}に基づき、地方自治法が改正され、総合計画の策定義務がなくなりました。

しかし、総合計画は、各分野の基本的な施策の方向性を示すもので、住民の意見や提言を踏まえ、住民と行政が一体となって策定し、共通の目標となり、すべての行政活動の基本となることから、その役割の重要性は変わるものではなく、本町の最上位の計画として位置づけます。

(3) 計画の役割

総合計画は、南富良野町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、町の最上位計画として次の役割をもっています。

《総合計画の役割》

役割1：南富良野町民のまちづくりの共通目標

町民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な取組を示し、すべての町民がまちづくりに主体的に参画・協働するための町民みんなの共通目標となるものです。

役割2：南富良野町を経営していくための総合指針

町行政においては、様々な施策や事業を計画的・効率的に推進し、南富良野町を経営していくための総合的な指針となるものです。

役割3：国、道、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

国や北海道、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本町の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していく指針として位置づけられています。

※1 地方分権改革推進計画

政府が地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画のこと。

(4) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、その期間と内容は次のとおりです。

① 基本構想（5年間）

基本構想は、将来に向けて、本町が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとしします。

基本構想の計画期間は、令和5年度を初年度に、向こう5年間の令和9年度までとします。

② 基本計画（5年間）

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにするものとしします。

基本計画の計画期間は5年間とし、令和5年度を初年度に、向こう5年間の令和9年度までとします。

③ 実施計画（5年間）

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにした計画としします。

実施計画の計画期間は5年間とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、毎年度見直しと調整を行います。

＜＜総合計画の構成＞＞



＜＜計画期間＞＞

令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)
基本構想 (5年間)					次期基本構想 (5年間)				
基本計画 (5年間)					次期基本計画 (5年間)				
実施計画 (5年間)					毎年度 見直し				

(5) 計画策定の視点

次期南富良野町総合計画の策定にあたっては、「南富良野町地域総合戦略第2期」をはじめとするほかの計画との整合を図り、次の点を重視することとします。

《計画策定の視点》

視点1：長期的な人口減少抑制を見据える視点

現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本町にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口減少抑制政策を重視します。

視点2：南富良野町の特性を活かしたまちづくり

これまで「南富良野町地域総合戦略第2期」で推進してきた事業等を踏まえ、南富良野町の地勢や特性を活かしたまちづくりに寄与する取組を検討するとともに、行政経営として今後も持続可能なまちづくりを推進する計画を目指します。

視点3：時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを行います。

2. 南富良野町の概況

(1) 沿革

本町は、明治 24 年に砂金採取者の入地より開発が進められ、明治 33 年にユクトラシベツ原野の区画測設が行われ、翌年より団体移住として伊勢団体、岐阜団体などの入植が進みました。

明治 41 年 4 月に下富良野村戸長役場から分離し、南富良野村外 1 ヲ村戸長役場が置かれ、昭和 7 年に占冠村と組合役場を解消し、南富良野村として独立しました。

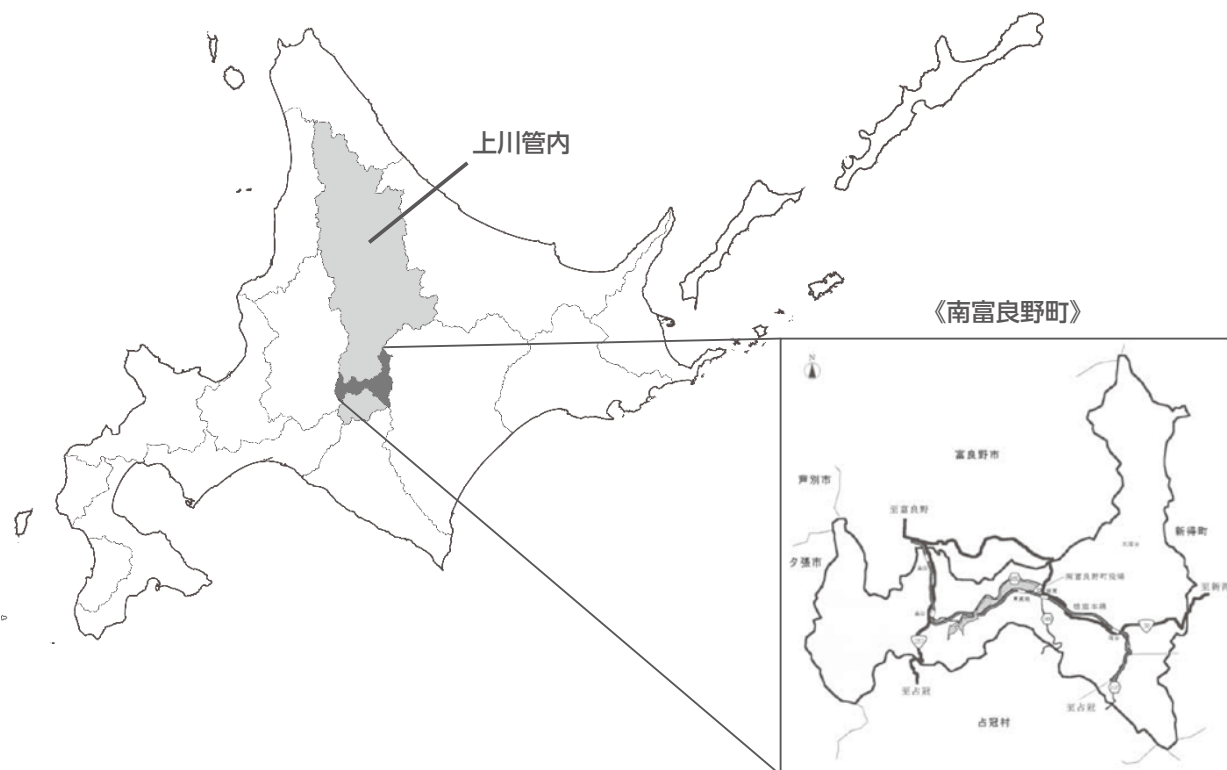
昭和 42 年の町制施行により南富良野町が誕生し、平成 23 年には開基 120 年を迎え、平成 29 年には町制施行 50 年を迎えました。

(2) 位置・面積・地勢

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市にそれぞれ接しています。

町域は、東西 43.3km、南北 45.9km、総面積 665.52km²で、北東には大雪山系の十勝岳、南には日高山脈、西は芦別岳、夕張岳を主峰とする夕張山脈が南北に縦走するなど四方が山並みに囲まれ、町土の約 90%が森林地帯であり、まちの中央部には金山ダムによってできた人工湖「かなやま湖」があります。

■南富良野町の位置



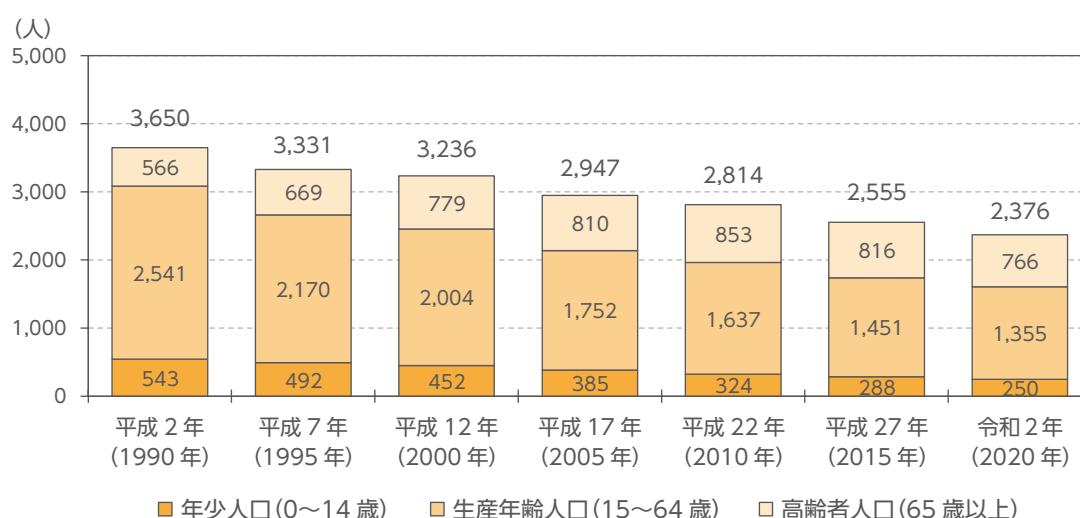
(3) 総人口等の状況

① 総人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、年々減少しており、平成 17 年には 2,947 人と 3,000 人を下回り、令和 2 年には 2,376 人となっています。

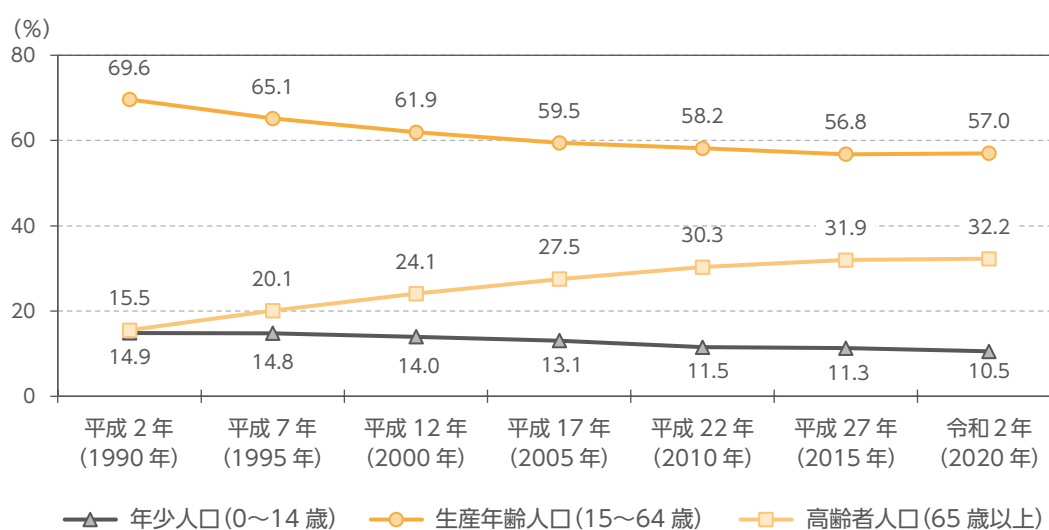
年齢 3 区分別の人口割合の推移をみると、高齢者人口（65 歳以上）の割合は増加している一方、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少傾向が続いており、令和 2 年は、年少人口（0～14 歳）が 10.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.0%、高齢者人口（65 歳以上）が 32.2%となっています。

■総人口の推移



資料：国勢調査

■年齢 3 区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

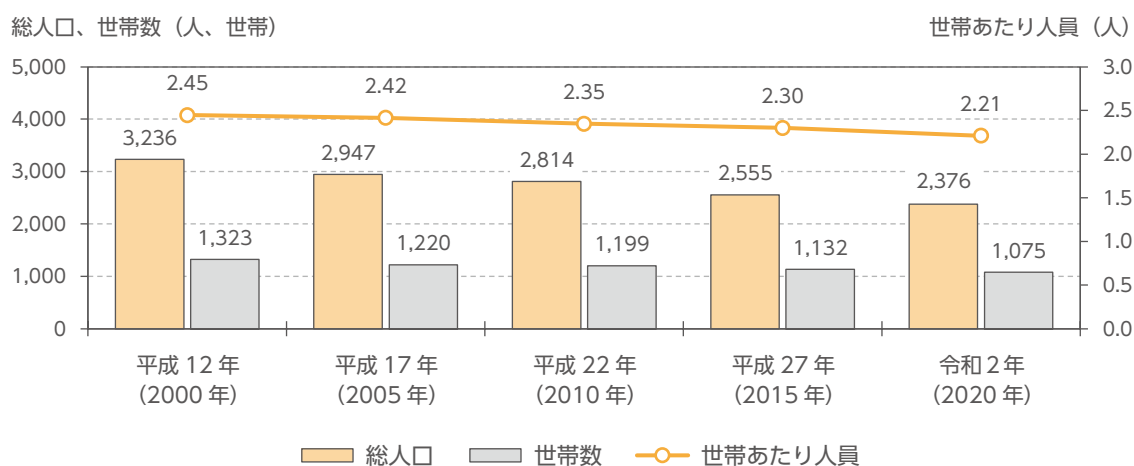
② 世帯数の推移

総人口とともに世帯数もゆるやかな減少傾向が続いており、令和2年には1,075世帯となっています。

世帯あたり人員は平成12年の2.45から令和2年には2.21に減少しており、核家族化の進行により世帯規模が縮小していることがうかがえます。

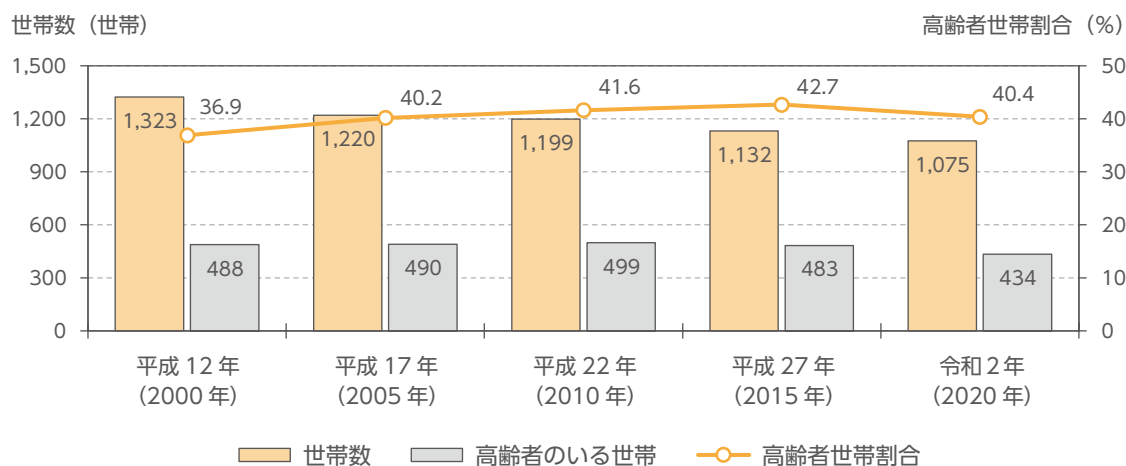
世帯数の内訳のうち高齢者のいる世帯数は増加から減少に転じており、令和2年の全世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合は40.4%となっています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

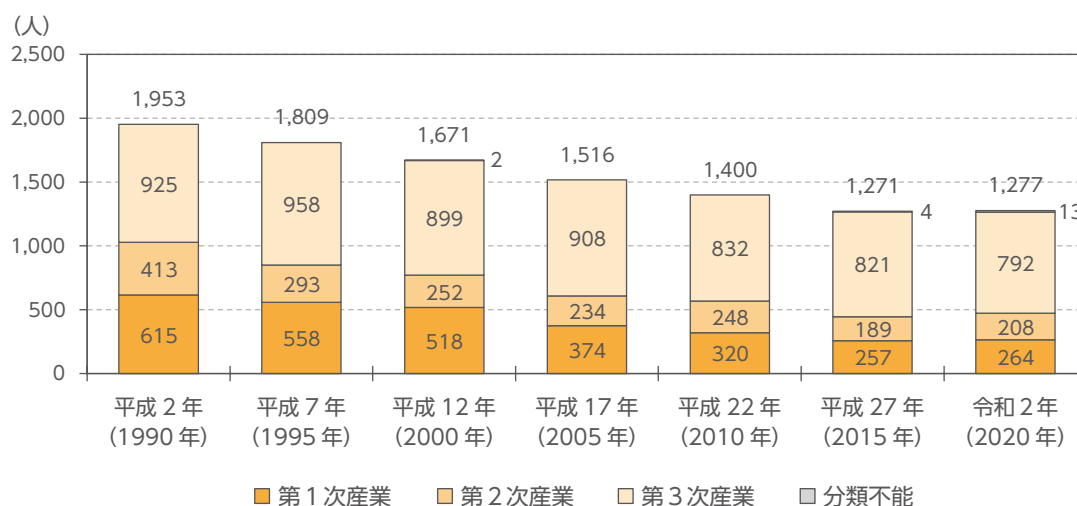
(4) 産業の状況

① 就業者数の推移

本町の就業者数をみると、平成2年の1,953人から減少が続いていましたが、令和2年はわずかに増加に転じ、1,277人となっています。

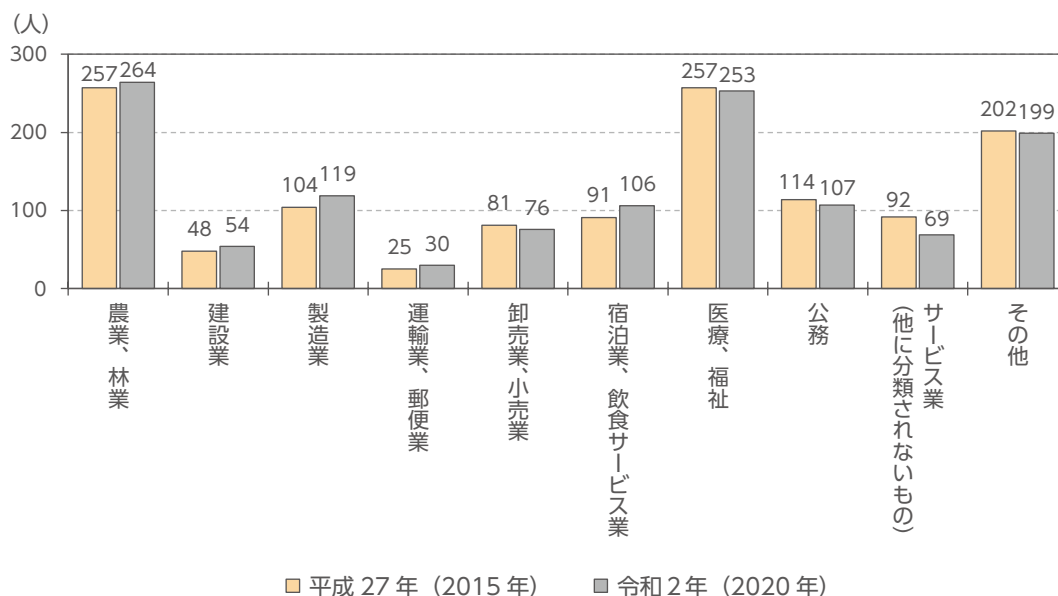
令和2年の就業者数を産業大分類別でみると、「農業、林業」が264人、「医療、福祉」が253人と多く、これら2つの分類で全体の40.5%を占めている状況です。

■産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

■産業大分類別就業者数の推移



資料：国勢調査

② 農業の状況

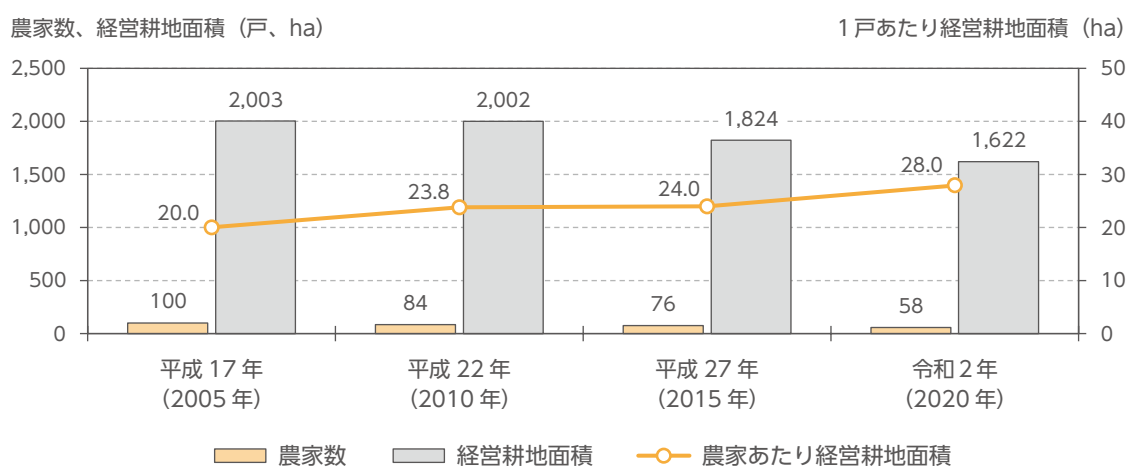
農林業センサスに基づく本町の農家数は、平成 17 年には 100 戸でしたが令和 2 年には 58 戸まで大きく減少しています。

経営耕地面積は平成 17 年の 2,003ha から減少が続いていますが、農家 1 戸あたりの平均経営耕地面積は平成 17 年の 20.0ha から令和 2 年には 28.0ha まで増加しており、農業の大規模化が進んでいます。

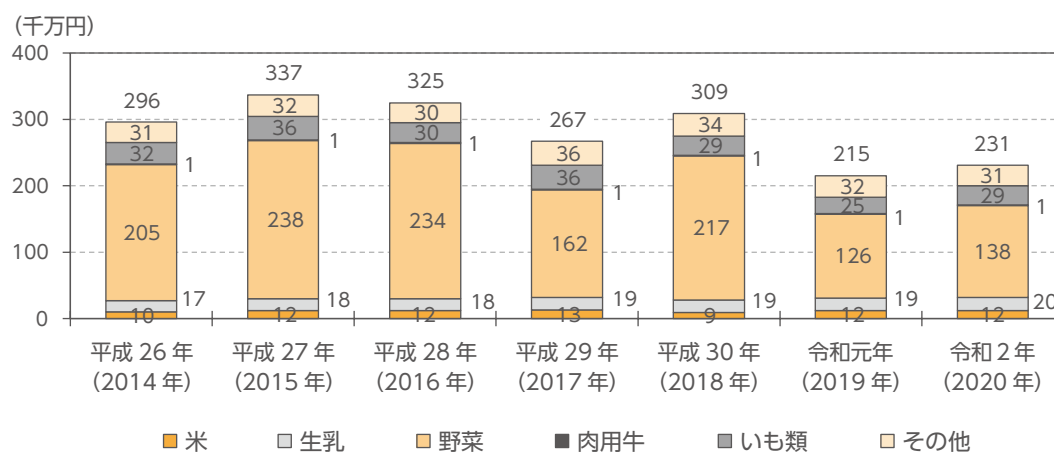
市町村別農業産出額（推計）によると、本町の農業産出額は平成 27 年の 33 億 7 千万円から減少傾向となっており、令和 2 年には 23 億 1 千万円となっています。

令和 2 年の農業産出額の内訳をみると、「野菜」が全体の約 60%を占めている状況です。

■農家数及び経営耕地面積の推移



■農業産出額の推移



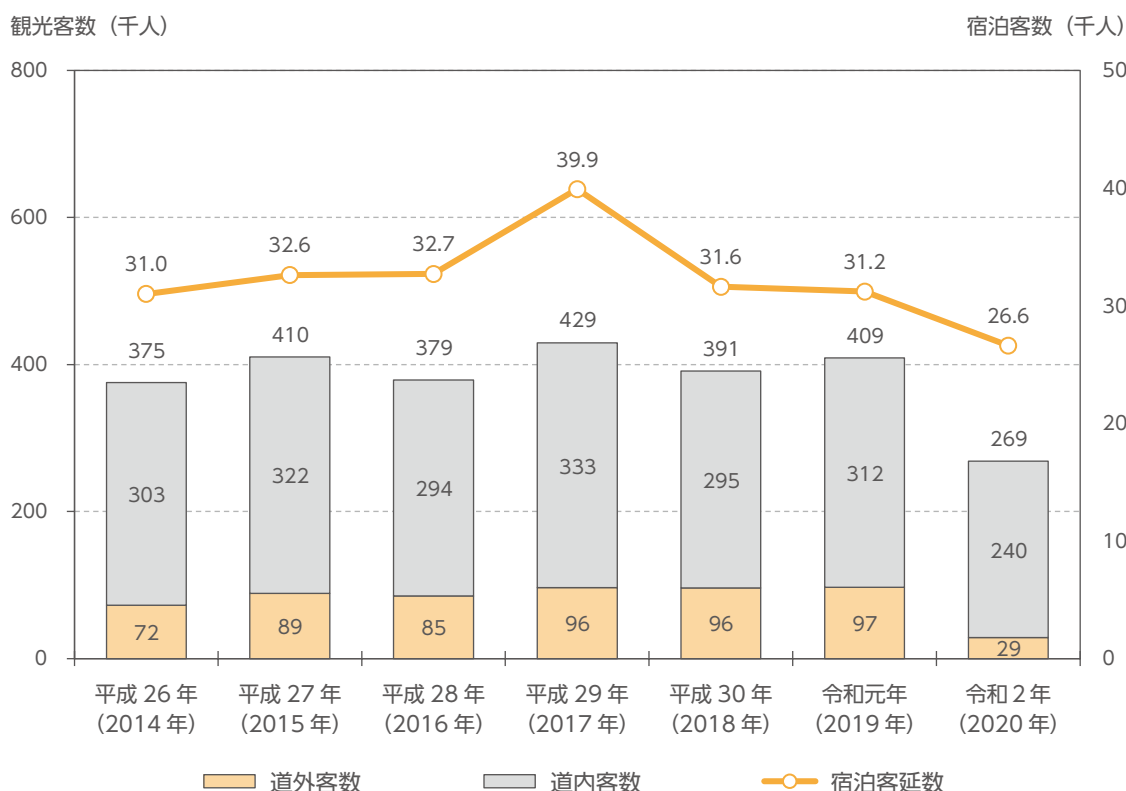
③ 観光の状況

本町の主要な観光資源としては、豊かな自然を活用したラフティングなどをはじめとする自然体験観光やかなやま湖、^{ぼっぼや}「鉄道員」ロケセットなどがあげられます。

観光客数は全体の約 75% が道内客数となっており、令和元年から道外客数を含め 40 万人前後で推移してきましたが、令和 2 年は新型コロナウイルスの蔓延に伴い観光客数は減少しました。

宿泊客延数は平成 29 年の約 4 万人から減少傾向がみられ、令和 2 年は約 2 万 7 千人となっています。

■観光客数の推移



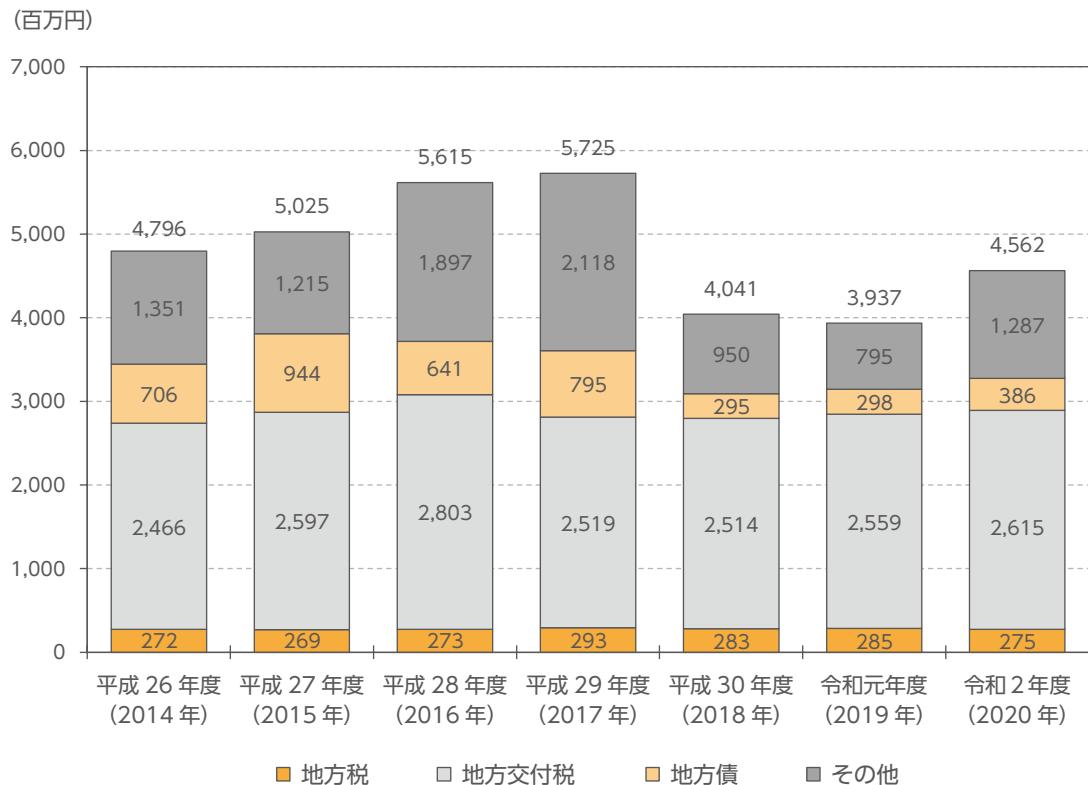
資料：北海道経済部観光局

(5) 財政の状況

① 歳入決算額の推移

本町の歳入は依存財源^{※2}の割合が高く、令和2年度における地方交付税^{※3}の割合は全体の57.3%を占めています。地方税（町税）はおおむね横ばいに推移していますが、地方債^{※4}は平成27年度から減少傾向となっており、令和2年度は約3億9千万円となっています。

■歳入決算額の推移（一般会計）



資料：決算カード（総務省）

※ 2 依存財源

国や道から自治体に交付される金額や割り当てられる収入のこと。国・道支出金、地方交付税、各種交付金、地方債などが該当する。

※ 3 地方交付税

地方自治体の収入の格差を少なくするために、国から交付される資金のこと。国税の一部を、財政基盤の弱い自治体に配分する。

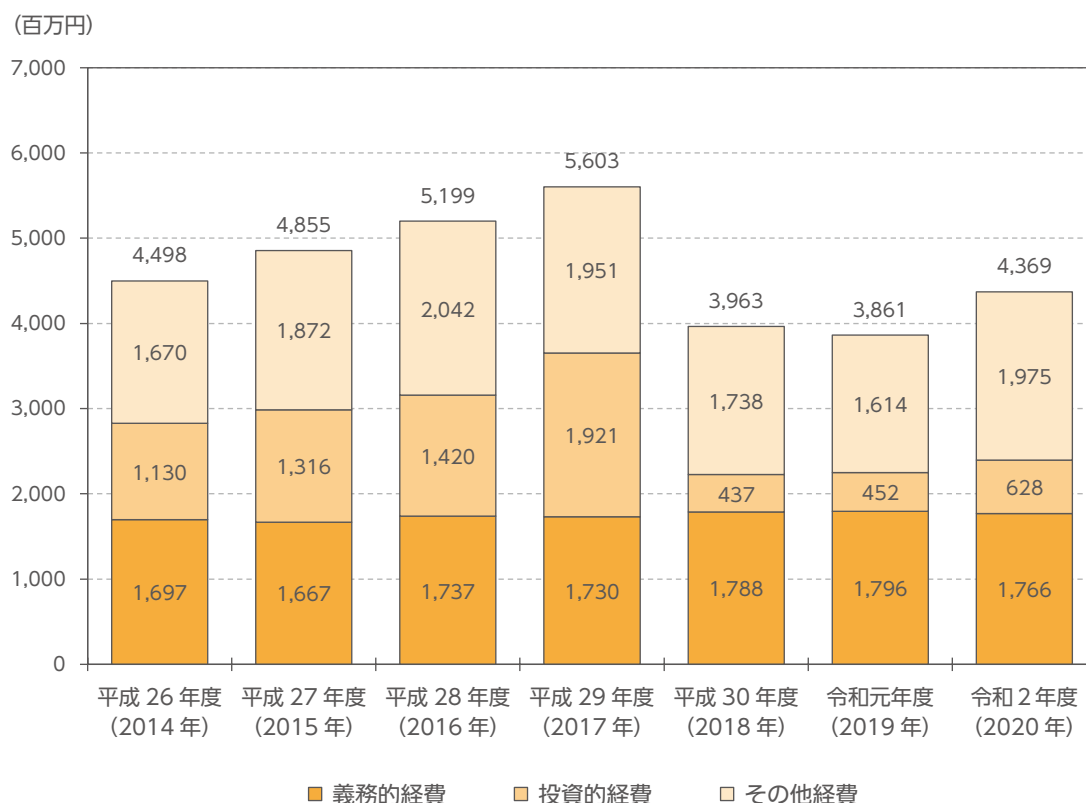
※ 4 地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもののこと。

② 歳出決算額の推移

歳出のうち、義務的経費^{※5}（人件費、扶助費^{※6}及び公債費^{※7}の合計）はおおむね横ばいに推移していますが、投資的経費^{※8}は学校や保育所の整備、災害復旧事業等により平成29年度まで10億円を超えていましたが、平成30年度以降は大きく減少しています。

■歳出決算額の推移（一般会計）



資料：決算カード（総務省）

※5 義務的経費

国又は地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費及び公債費の3つで構成されている。

※6 扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

※7 公債費

過去の地方債の返済にかかる元利償還金と、一時借入金の利子のこと。

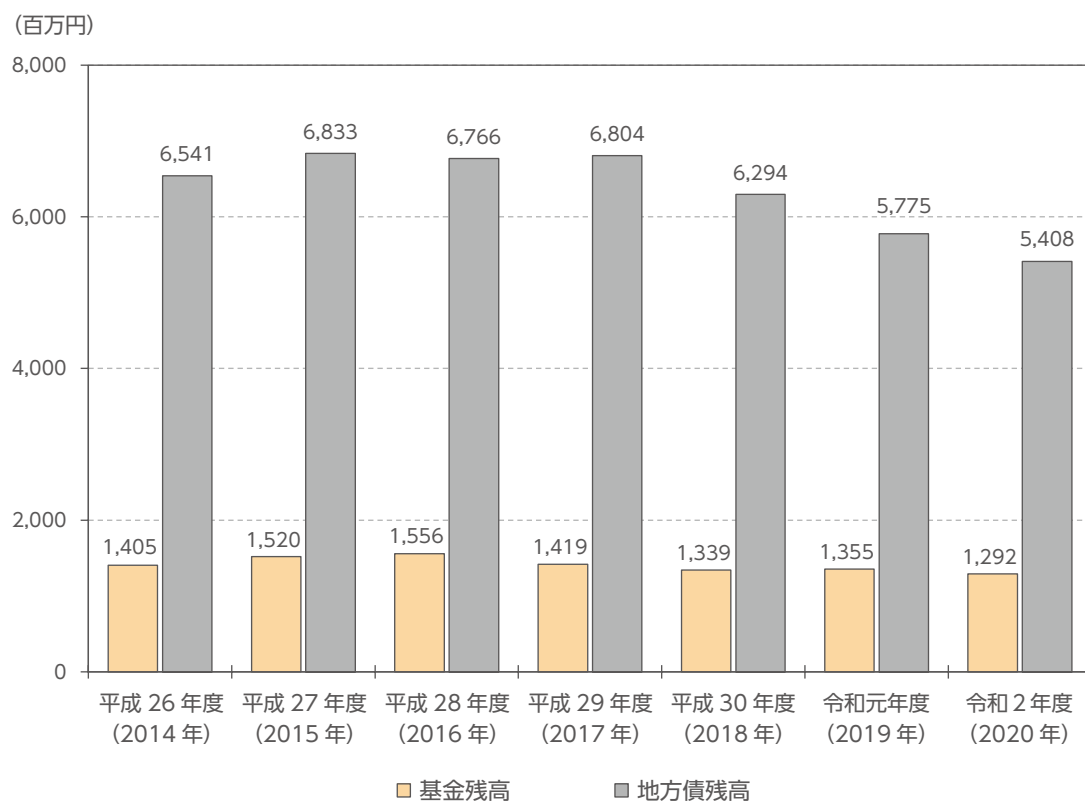
※8 投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模修繕など。

③ 地方債及び基金残高の推移

基金^{※9}残高は、平成 28 年度以降ゆるやかに減少し、令和 2 年度は約 12 億 9 千万円となっています。一方、地方債残高は平成 27 年度の 68 億 3 千万円からおおむね減少しており、令和 2 年度は 54 億 1 千万円となっています。

■地方債及び基金残高の推移



資料：決算カード（総務省）

※9 基金

条例の定めるところにより特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産のこと。

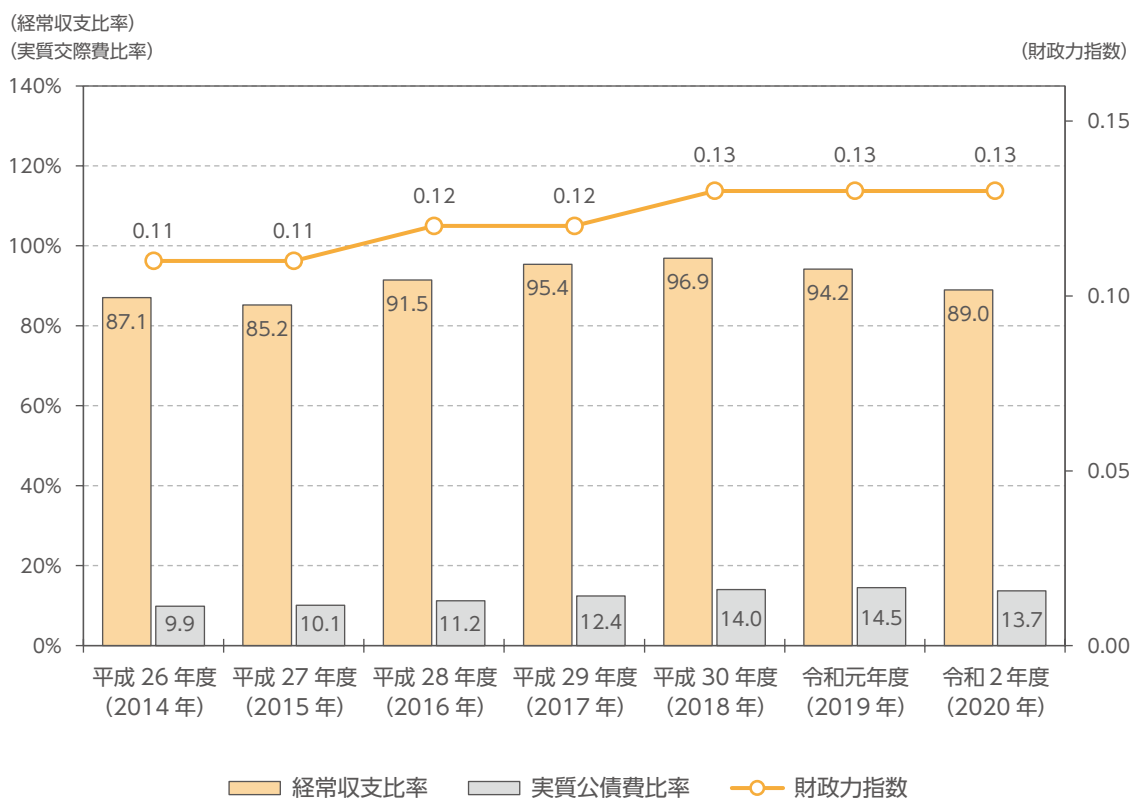
④ 財政指数の推移

経常収支比率^{※10}は数値が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされており、本町の経常収支比率は平成30年度から減少し、令和2年度は89.0%となっています。

負債返済の割合を示す実質公債費比率^{※11}は基準となる18%を下回って推移しており、令和2年度は13.7%となっています。

地方公共団体の財源における自主財源の割合を示す財政力指数^{※12}は、平成26年度からゆるやかに増加しており、令和2年度は0.13となりました。

■財政指数の推移



資料：決算カード（総務省）

※10 経常収支比率

地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める割合のこと。

※11 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

※12 財政力指数

地方自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値として表される。

3. 時代の潮流と町民意向

(1) 時代の潮流

① 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じており、また、大都市への一極集中も是正されず、地方における過疎化が進行しています。

一方で平均寿命の延びにより、超高齢社会^{※13}が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通ることができない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

② 価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

③ 高度情報化の急速な進展

A I^{※14} や I o T^{※15}、ビッグデータの活用等といった情報通信技術が急速に発達し、あらゆる情報を効率的かつ大量に処理することが可能となり、働き方やライフスタイルの変革等といった新たな価値の創造につなげることが期待されています。

日本ではこのような先端技術が産業活動や社会生活に取り入れられた社会である“Society5.0”^{※16}の実現を目指しており、今後は各自治体においても、情報通信やA I等を活用してビッグデータを収集し、その分析をもとに効率化を図るなどのイノベーション(技術革新)のもとで、多様化する行政への需要に対応する「スマート自治体」への転換が求められています。

※ 13 超高齢社会

65 歳以上の人口の割合が全人口の 21%以上を占めている社会のこと。

※ 14 A I

artificial intelligenceの略。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現した人工知能のこと。

※ 15 I o T

Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

※ 16 Society5.0

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すものでサイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

④ 脱炭素社会の到来

世界規模で起きている人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の増加等を背景とした温室効果ガスの大量排出によって、環境負荷が増大しています。

地球環境の持続可能性を高めるために、「脱炭素社会の実現」が世界の共通認識となっており、日本は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする（カーボンニュートラル）」目標を掲げました。今後は再生可能エネルギーの普及等を通して地球環境に優しいエネルギー利用の促進や資源循環型社会^{※17}の構築が必要となります。

⑤ 感染症対策に伴う生活の変化

令和2年に世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、人々の健康や医療に深刻な影響を与えるだけでなく、社会経済や企業活動にも大きな影響を与えており、今後も様々な感染症が長期にわたって人々に影響を与え続ける可能性があります。

そのような中、国が推進する「新たな生活様式」の定着に向けた取組とともに、リモートワークをはじめとする新しい働き方が今後さらに普及していくことが予想されます。

⑥ 自然災害のリスクの高まり

近年は大型台風や集中豪雨等の発生頻度が増加傾向にあり、全国的に洪水や内水氾濫、土砂災害等の頻発・激甚化が懸念されています。

本町においては、平成28年8月に台風10号の大雨に伴う空知川堤防の決壊等により、幾寅地区を中心とした浸水被害が発生し、一部損壊12戸、床上浸水94戸、床下浸水115戸の住宅被害があり、農業被害などを含め被害総額約62億円もの甚大な被害を経験しました。

このような自然災害のリスクに対し、公助を中心とした防災対策においては、災害の頻発・激甚化を織り込んだ危機管理体制や都市基盤を整備するとともに、町民一人ひとりが地域の災害リスクを認識し、自助、共助の防災意識を高めて災害に備えることが必要です。

※17 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

⑦ 持続可能なまちづくりへの取組の広がり

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年を目標年とする先進国を含む国際社会全体の開発目標である SDGs^{※ 18} は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs の実現のためには、経済、社会及び環境という 3 側面における統合的な取組とともに、行政、民間事業者、町民等の多様な主体による積極的な取組が不可欠とされています。

地方公共団体の SDGs 達成に向けた取組は、少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など、地域の諸問題を解決し、地方公共団体の将来にわたる持続可能な成長力を確保することを目指した地方創生にも資するものと期待されています。



※ 18 SDGs

Sustainable Development Goals の略。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標のこと。持続可能な世界を実現するため、17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

(2) 町民意向

町民のまちづくりに関する意識・ニーズ等を広く把握し、南富良野町第6次総合計画策定に向けた基礎資料とすることを目的として、令和3年12月にアンケート調査を実施しました。

① 住民のアンケート調査の概要

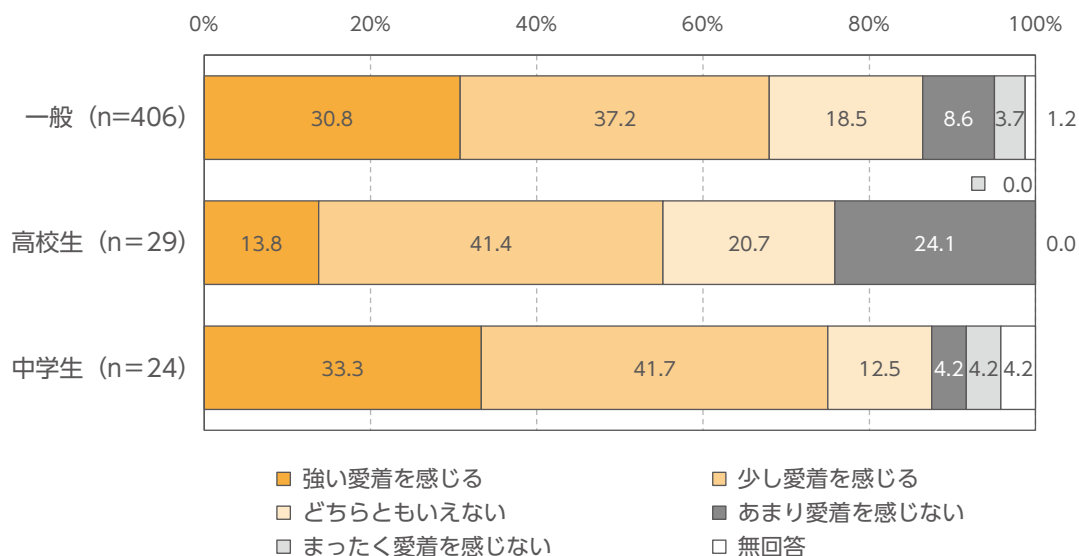
	一般向け調査	高校生向け調査	中学生向け調査
調査対象者	18歳以上の町民 (無作為抽出：1,000人)	高校生全員(57人)	中学生全員(38人)
調査時期	令和3年12月3日～令和3年12月17日		
回収数	406票	29票	24票
回収率	40.6%	50.9%	63.2%

② 南富良野町への愛着度

一般向け調査で南富良野町への愛着度をみると、「強い愛着を感じる」と「少し愛着を感じる」の合計が68.0%となっている一方、「あまり愛着を感じない」と「まったく愛着を感じない」の合計は12.3%となっており、愛着を感じている人の割合が愛着を感じていない人を大きく上回っている状況です。

中学生向け調査では、「強い愛着を感じる」と「少し愛着を感じる」の合計が75.0%となっている一方、高校生向け調査ではその割合が55.2%と低くなっています。

■南富良野町への愛着度

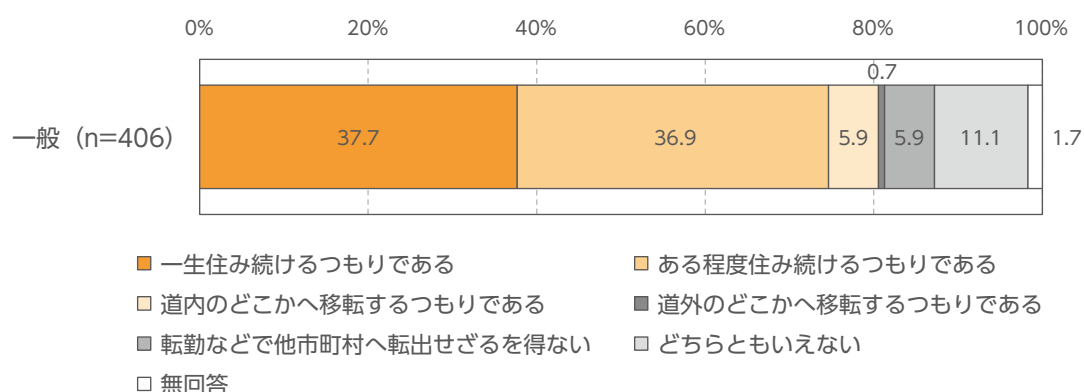


③ 南富良野町への定住意向

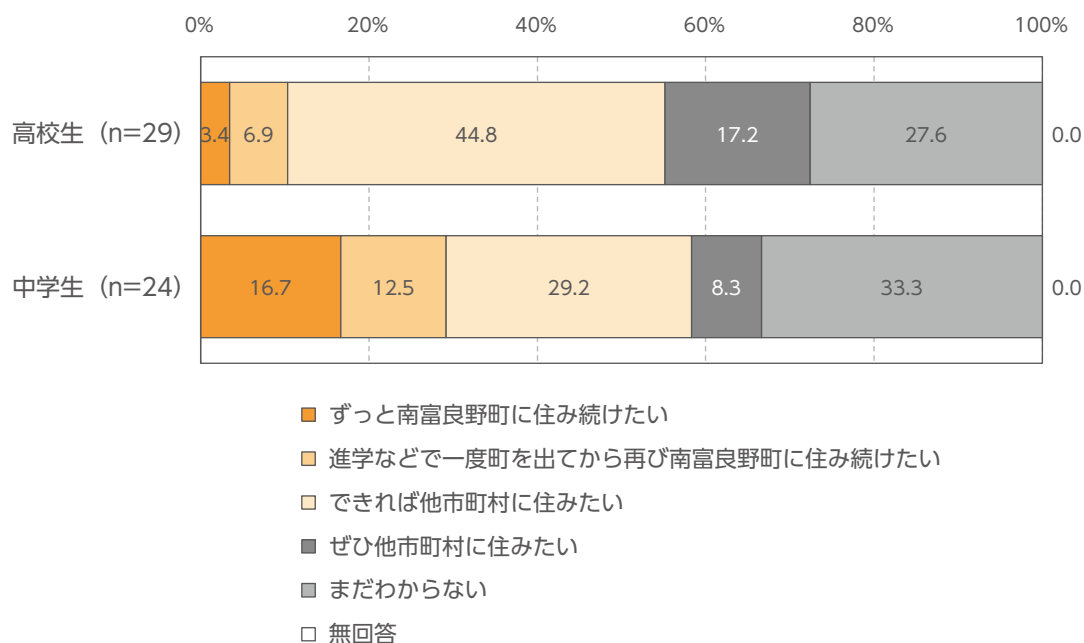
一般向け調査で今後の南富良野町への定住意向をみると、「一生住み続けるつもりである」(37.7%)、「ある程度住み続けるつもりである」(36.9%) が他を引き離して多くなっています。

一方、中高生の南富良野町への定住意向は「ずっと南富良野町に住み続けたい」「進学などで一度町を出てから再び南富良野町に住み続けたい」の合計は30%を下回っている状況です。

■南富良野町への定住意向（一般向け）



■南富良野町への定住意向（中学生向け、高校生向け）

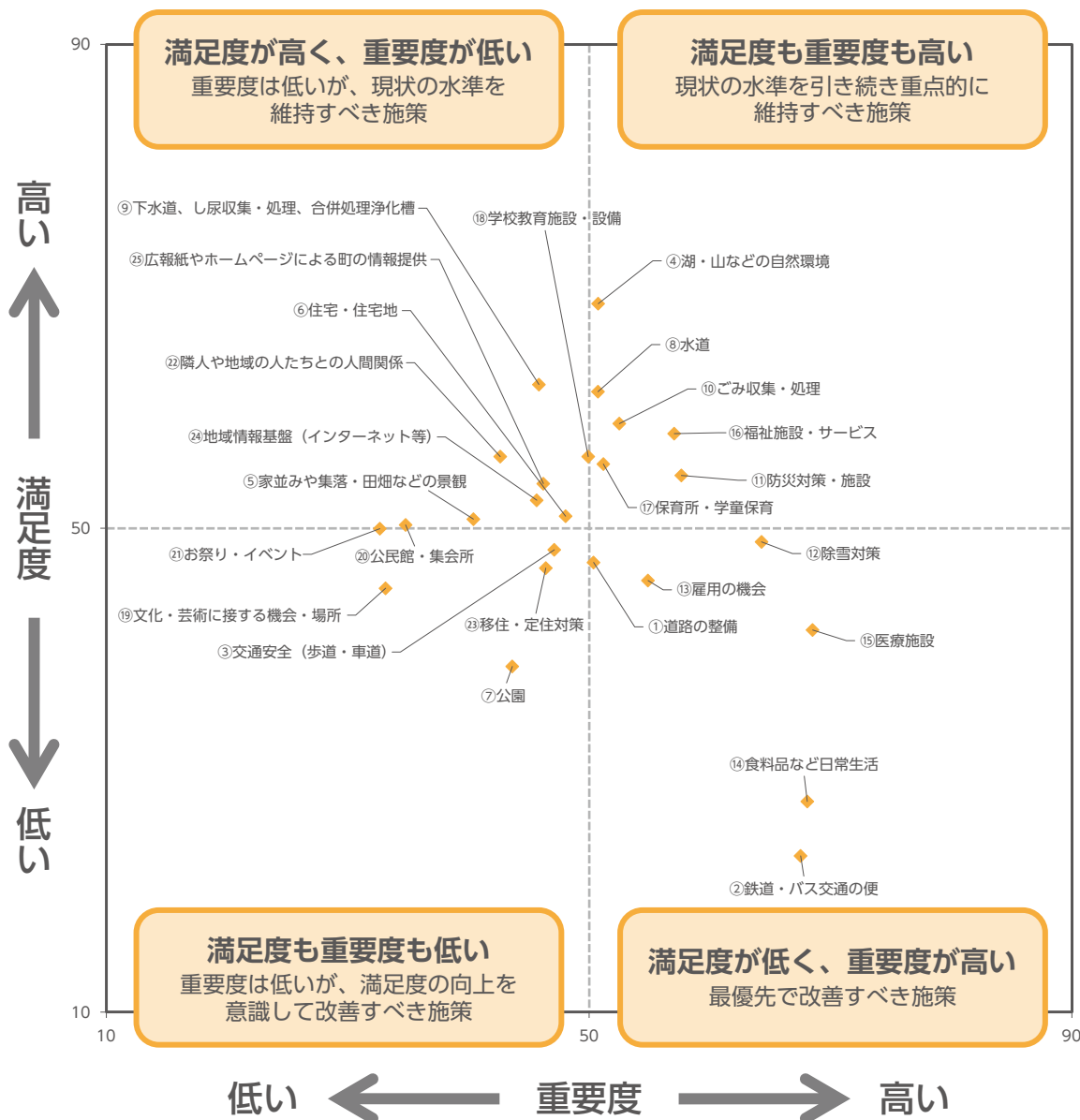


④ 施策の満足度と重要度

町が推進している施策項目に関する満足度と重要度をそれぞれ5段階評価し、その結果を偏差値によりグラフ化したものが下図となります。

施策項目の位置が右下にあるほど改善の優先度が高い項目となり、特に満足度が低く、重要度が高い施策項目である「鉄道・バス交通の便」「食料品など日常生活用品の買い物」「医療施設」は改善の優先度が高いと考えられる施策項目です。

■施策の満足度と重要度の分布（一般向け）



⑤ まちづくりのために力を入れるべきこと

今後のまちづくりのために力を入れるべきことは、「若者が住みやすい環境づくり（住宅取得支援、雇用の場の確保、移住者向け窓口など）」が65.0%で突出しており、今後のまちづくりの上でも注力していくことが求められていると考えられます。

■まちづくりのために力を入れるべきこと（一般向け）



Ⅱ. 基本構想

まちづくりの基本姿勢

まちの将来像

施策分野別の基本目標

施策の体系

重点政策

将来人口フレーム

地区別の整備方向

1. まちづくりの基本姿勢

他の多くの自治体と同様に、本町においても出生率の低下や進学・就職等を契機とした若い世代の町外転出等による人口減少、少子高齢化が進行しています。

将来にわたって本町が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的なまちをつくるため、まちづくりの基本姿勢を以下のとおり設定します。

《まちづくりの基本姿勢》

◆町民・事業者・団体とともに歩むまちづくり

「まちづくりの主人公は町民である」ことを念頭に、失われた町政への信頼を回復するための取組として様々な世代や立場にある町民・事業者・団体の意向・意見等の把握に努め、町政に関する情報発信を積極的に取り組み、町民とともに歩むまちづくりを進めます。

◆まちの特性を活かした個性あるまちづくり

気候風土や歴史に根ざした固有の特性を活かし、今後も自然体験観光が盛んなまちとしての知名度を高め、特性を磨き、町の個性を確立するまちづくりに取り組みます。

◆新しい時代の流れを取り入れたまちづくり

I o Tなどの新しい技術の活用や持続可能な国際社会を目指す SDGs など、新しい時代の流れを本町に合った形で取り入れたまちづくりを進めます。

2. まちの将来像

本町では、第5次南富良野町総合計画に掲げた「共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの ～太陽と森と湖のまち～」を将来像として、その実現に向けた施策を進め、まちづくりにおける課題は残っているものの、一定の成果は得られたと考えています。

今後のまちづくりは、時代の流れが速く変化が著しい「変化の時代」においても、町民が安心して生活することができるまちづくりを継続する必要があります。

本町がもつ豊かな自然や資源を最大限に活かした個性あるまちを目指すとともに、そうした「変化の時代」にも対応するため、これまで以上に町民や企業、団体、行政等が連携し、各々が持つ知識や経験を最大限に活かしながら、新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げていく取組が重要だと考えています。

これらのことから、第6次南富良野町総合計画におけるまちの将来像を以下のとおり設定します。

まちの将来像

**地域の自然を活かし
協働と共創で築くまち 南富良野**

【地域の自然を活かし】

豊かな自然を次世代につなぐため、この自然環境を大切に育むとともに、地域資源の保護と活用へ向けた取組の拡大を目指します。

【協働と共創で築く】

町民・団体・企業・行政等が様々な立場や価値観、視点で共に考え、共に行動し、互いに連携しながら、新たなまちの魅力創出に向けみんなが主体となり関わるまちを目指します。

3. 施策分野別の基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標 1

地域特性を活かして活力あるまち【産業分野】

道の駅周辺整備を通じて、本町の魅力を町内外へ積極的に発信する拠点づくりを推進するほか、自然体験観光の振興と食産業・農林業など他産業との連携により、活力ある産業の推進を図ります。

また、人口減少や高齢化の進行により、第1次産業は担い手・労働力不足がさらに深刻化していくことが予想されることから、若者の雇用の確保、人材育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進します。

基本目標 2

健康で安心して生活できるまち【保健・医療・福祉分野】

心と身体の健康を保ち、いくつになっても生きがいをもちながら健やかに生活していくために、地域全体で積極的な健康づくりの取組を進めるとともに、感染症の予防や拡大抑制に向けた環境整備、正しい知識の普及啓発などに努めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを図るため、妊娠期から出産後の成長に応じた各段階において必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

基本目標 3

災害に強く快適で住みよいまち【生活基盤・生活環境分野】

今後予想される公共交通機関の変化に対応するため、町民ニーズを踏まえた上で広域的な連携を図りながら地域公共交通の見直しを行うとともに、普段の生活で欠かすことのできない水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な改修等を図るなど、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境の整備に努めます。

また、近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

基本目標4

豊かな学びと生きがいを実感できるまち【教育・スポーツ・文化分野】

家庭・学校・地域が一体となり、未来の担い手である子どもたちが健やかに育ち、新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、小学校、中学校、高等学校が連携したより良い教育環境づくりを進めます。

住民が生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じて、生涯学習ができる環境づくりをはじめ、優れた文化・芸術に触れる機会の提供や文化財などの保存・継承、スポーツ・レクリエーション活動、豊かな自然とのふれあいなど地域の特性を活かした学習や交流活動に親しめる環境づくりを進めるとともに郷土への愛着心を育みます。

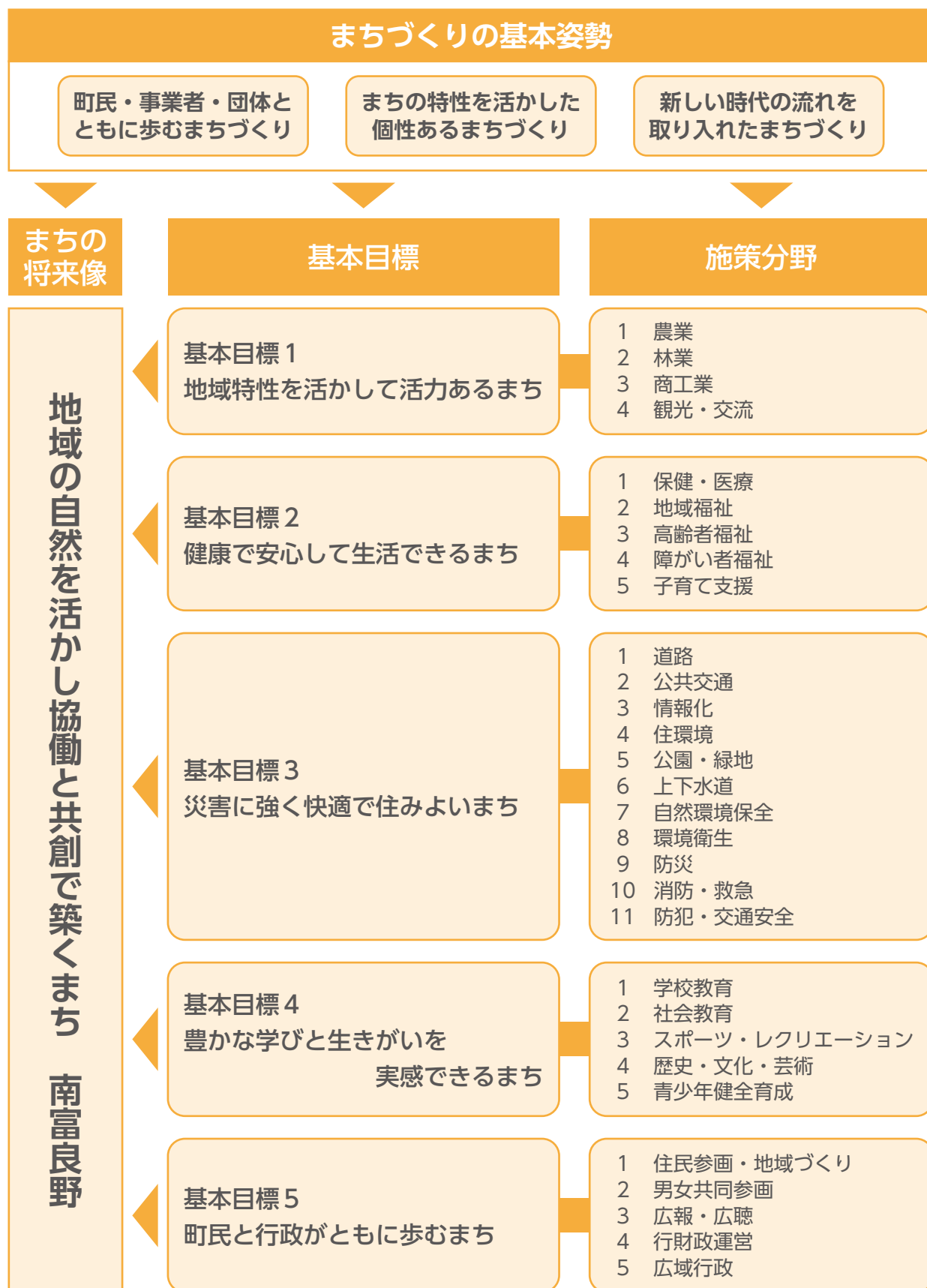
基本目標5

町民と行政がともに歩むまち【住民協働・行財政分野】

まちづくりへの参画機会の充実、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動の充実を図りながら、町民一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域、行政それぞれがふれあい、交流することで南富良野町らしいまちづくりを推進します。

また、効果的・効率的な行財政運営を意識しながら、町民ニーズに対応できる体制づくりを推進するとともに、周辺自治体との広域による行政事務事業の連携を進めます。

4. 施策の体系



5. 重点施策

まちの将来像の実現に向けて、まちづくりの共通テーマとして重点的に取り組む政策を次のとおり定めます。

基本目標

1

【重点施策1】人口減少対策への取組

人口減少社会や少子高齢化に伴う地域経済や産業活動の縮小が進む中、交流人口や関係人口の創出への取組を強化し、賑わいと活性化の拡大に向けた取組を推進します。

《主な取組・事業》

- お試し住宅の整備や移住・定住に向けた住環境整備の推進
- 移住相談ワンストップ窓口の設置

基本目標

1

【重点施策2】農林業と商工・観光など 地域産業の発展に向けた取組の推進

基幹産業である農業をはじめとした地域産業の基盤強化を図るとともに、道の駅を核としたアウトドアなど体験観光の発信拠点施設として、滞在型・目的地型の道の駅となるよう整備を図り地域経済の活性化に取り組みます。

《主な取組・事業》

- ICT技術を用いたスマート農業の推進
- 豊かな森林資源を活用した林業による資源循環に向けた取組の推進
- 道の駅再編整備事業の推進
- 食・観光・宿泊など異業種連携による一体的なプロモーション活動の推進

基本目標

5

【重点施策3】共創の実現に向けたコミュニケーションの強化

町のブランド力や行政サービスの向上に向け、人や地域、企業、団体、行政等の意見が繋がったまちづくりを目指し、それぞれがお互いにできることを共有し合い、対話で築くまちづくりに取り組みます。

《主な取組・事業》

- 住民アンケートや町民ワークショップの実施
- 車座ミーティング事業の推進
- SNSを活用した情報発信の強化

【重点施策4】地域公共交通体系の構築

J R 根室本線の存続に関する町民の声を尊重した上で、新たな地域公共交通体系について検討し、住民や観光客の利便性の向上を図ります。また、鉄道遺産の有効活用による新たな魅力創出に取り組めます。

《主な取組・事業》

- 新たな地域公共交通体系の検討
- 鉄道遺産の有効活用に向けた取組の推進

【重点施策5】防災体制の強化と地域防災力の向上

河川防災ステーションや交通路等の整備、備蓄の推進により防災体制を強化します。また、防災に関する広報・啓発活動を推進し、「自助」、「共助」、「公助」による地域の防災力向上を図ります。

《主な取組・事業》

- 河川防災ステーションの整備
- 消防施設等の計画的な整備
- 災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄推進
- 要援護者の情報収集と支援体制の構築

【重点施策6】教育環境や福祉・子育て環境の充実

次代を担う子どもが健やかに伸び伸びと学ぶことができる教育環境の充実や、子どもからお年寄りまでが安心して安全な暮らしができる環境整備を図ります。

《主な取組・事業》

- ICT教育の拡充や空調設備の整備などによる教育環境の整備
- 学校施設の改修など教育施設の整備や、総合体育館など運動施設の整備
- 地域医療や特定検診等の継続的な実施による健康づくり及び子育て環境充実への取組の推進
- 感染症拡大防止に向けた取組の推進

【重点施策7】未来へつなぐ人材の育成

今までの取組を継続的なものにするため、又は新たな発想を取り入れまちが発展していくためには、人材の育成や発掘が不可欠です。そのため、様々な分野にて後継者や担い手の確保に向けた資格取得等の支援や若者の定着に向けた取組を推進します。

《主な取組・事業》

- 担い手や後継者の確保及び新たな資格取得に向けた取組の推進
- 若者のU I J ターンの推進

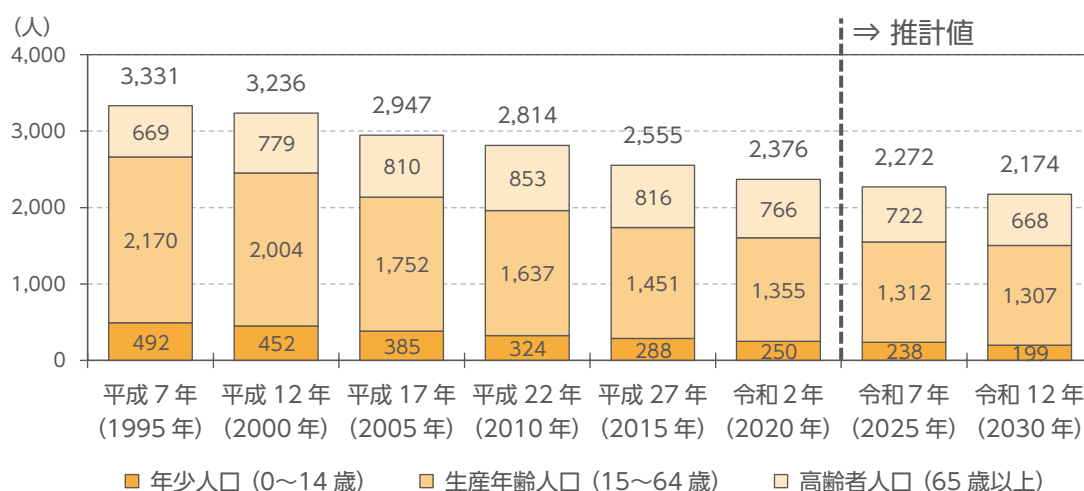
6. 将来人口フレーム

(1) 将来人口推計

国勢調査による本町の総人口は、昭和 40 年をピークに減少が続いており、令和 2 年には 2,376 人となっています。

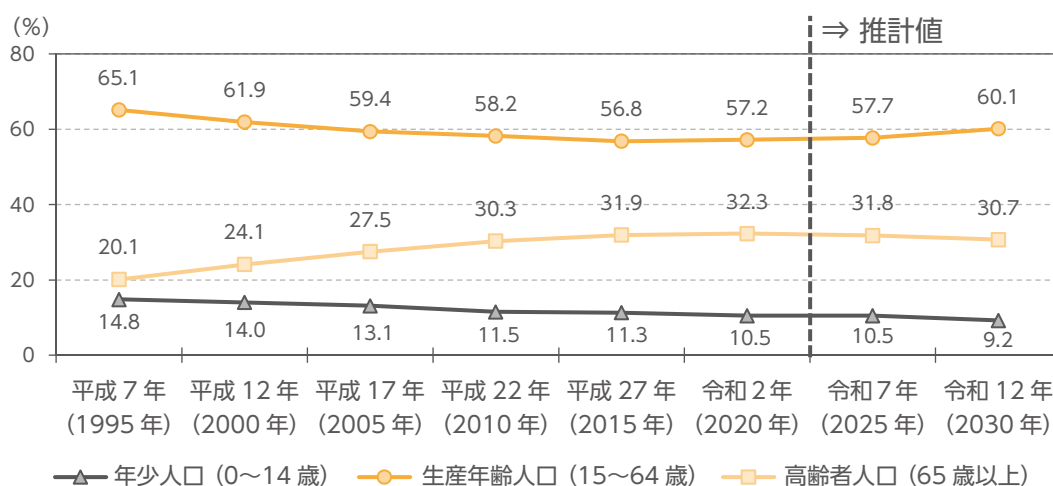
合計特殊出生率※¹⁹ 及び平成 27 年と令和 2 年の国勢調査に基づいた人口の純移動率が将来も続くと仮定してコーホート要因法により将来人口推計を行ったところ、令和 7 年の総人口は 2,272 人、令和 12 年の総人口は 2,174 人と推計されます。

■総人口・年齢 3 区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳を含む 資料：実績値／国勢調査、推計値／町独自推計

■年齢 3 区分別人口比率の推移



※人口比率は年齢不詳を除いた総人口から算出 資料：実績値／国勢調査、推計値／町独自推計

※ 19 合計特殊出生率

1 人の女性が一生の間に産む子どもの平均数

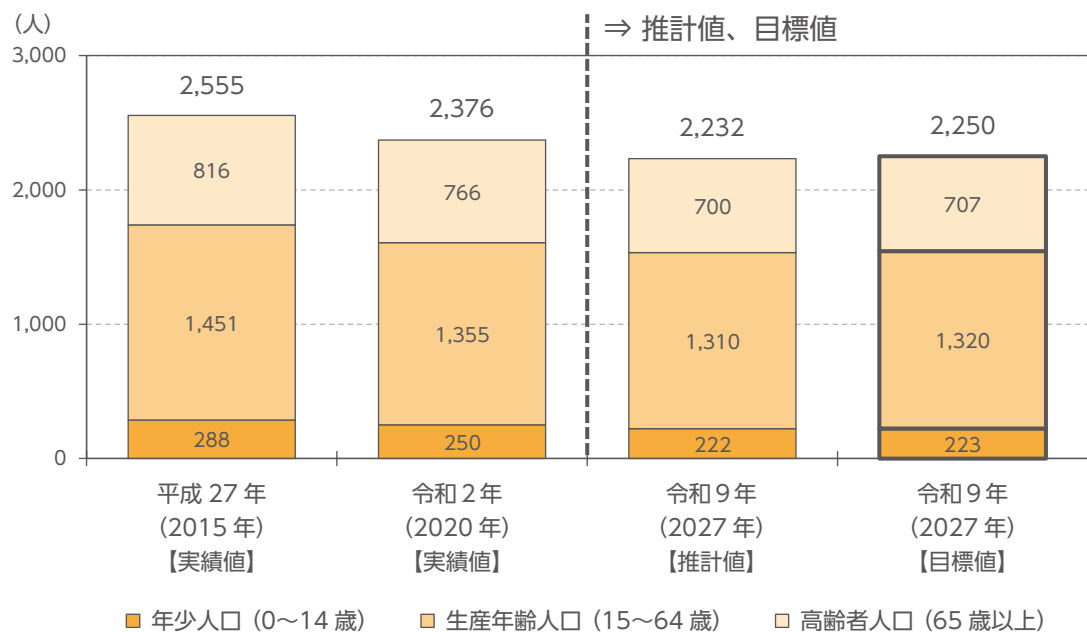
(2) 目標人口

将来人口推計の結果を踏まえた上で、産業の振興や住宅・住宅地の整備をはじめ、子育て支援や移住対策を推進し、令和9年の総人口2,232人を上回る2,250人を目標人口と設定します。

■目標人口

	実績値		推計値	目標値
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和9年 (2027年)	令和9年 (2027年)
総人口	2,555人	2,376人	2,232人	2,250人
年少人口 (0～14歳)	288人 (11.3%)	250人 (10.5%)	222人 (9.9%)	223人 (9.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	1,451人 (56.8%)	1,355人 (57.2%)	1,310人 (58.7%)	1,320人 (58.7%)
高齢者人口 (65歳以上)	816人 (31.9%)	766人 (32.3%)	700人 (31.4%)	707人 (31.4%)

資料：実績値／国勢調査、推計値：町独自推計結果を線形補間にて算出



7. 地区別の整備方向

本町は、6つの集落から形成されており、各地区は長い歴史に支えられた風土や社会的、自然的条件のもとで日常生活が行われています。

各地区の特性を踏まえ、地区の活性化に向けた整備方向を次のように定めます。

(1) 北落合地区

広大な農地を活かした大規模農業経営の拠点地区として、農業基盤の整備を進めるとともに人参、馬鈴薯、蕎麦などの農産物のブランド化と農産物の加工や販売の取組に努めます。広大な原生林が広がる森林地域とシーソラプチ川の清流、農村景観の保全に努めるとともに、豊かな自然と農業と観光産業との連携に取り組みます。

(2) 落合地区

空知川などの自然環境の保全と活用を図り、カヌーやラフティング、カーリング、溪流釣り、犬ぞり、フットパスなどの自然体験観光を提供する地区として、より一層の振興を図ります。また、林業や地域の文化、風俗習慣などを組み合わせたアドベンチャーツーリズムの取組、新たな観光資源と産業の創出を進めるとともに、空き家が目立ちはじめた集落環境の改善など居住環境の充実に取り組みます。

(3) 幾寅地区

町の中心地区として、行政・医療・福祉・文化・教育機能の充実・強化を進めます。商工業の活性化を図り、雇用の場の創出を目指すとともに、鹿肉や農産物などを活用した食産業の振興と観光連携を進めます。

また、道の駅周辺整備を通じた町の魅力発進拠点としての機能充実や河川防災ステーションの整備を通じた地域防災拠点の強化を図ります。

(4) 東鹿越地区

鉱業地域として、周辺道路などの基盤整備による出荷体制の充実を進め、鉱業振興を図ります。かなやま湖森林公園やログホテルラーチやかなやま湖オートキャンプ場を中心とした観光振興を図るとともに、旧東鹿越小学校の利活用を進めます。

(5) 金山地区

町西部の医療・福祉・保育の拠点地区としての機能の維持・充実を図ります。

また、夕張岳や十梨別溪谷などの自然環境・景観の保全を図るとともに、農業の担い手の確保や離農農地の流動化を進め、農業振興に取り組めます。また、夕張岳や十勝岳連峰を望める高台地区にある小果樹農園を観光型農園としての活用を図るとともに、キャニオニングなどのアクティビティと融合した自然体験の一体的施設としての利活用を進めます。

(6) 下金山地区

もち米生産とメロンなど高収益作物の振興を進めるとともに、農業の担い手の確保や離農農地の流動化を進め、経営規模の拡大と農業基盤の整備を進めます。

また、もち米どぶろく「白金山」などの農産物の加工・販売を進め、産地直売所の振興に取り組むほか、環境学習の場や観光地化に向け水辺の学校の利活用を進めます。

Ⅲ. 基本計画

基本目標 1 地域特性を活かして活力あるまち

基本目標 2 健康で安心して生活できるまち

基本目標 3 災害に強く快適で住みよいまち

基本目標 4 豊かな学びと生きがいを実感できるまち

基本目標 5 町民と行政がともに歩むまち

《本計画とSDGsの関係》

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ)が採択されました。

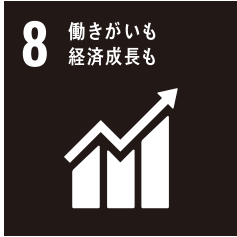
これを受けて我が国は、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、令和2年12月21日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」においては、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するにあっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるとしています。

本計画の推進はSDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えられることから、SDGsの17の国際目標と本計画の対応を整理し、本計画の施策とSDGsの目標との関連付けを明記することとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《SDGs における 17 の目標》

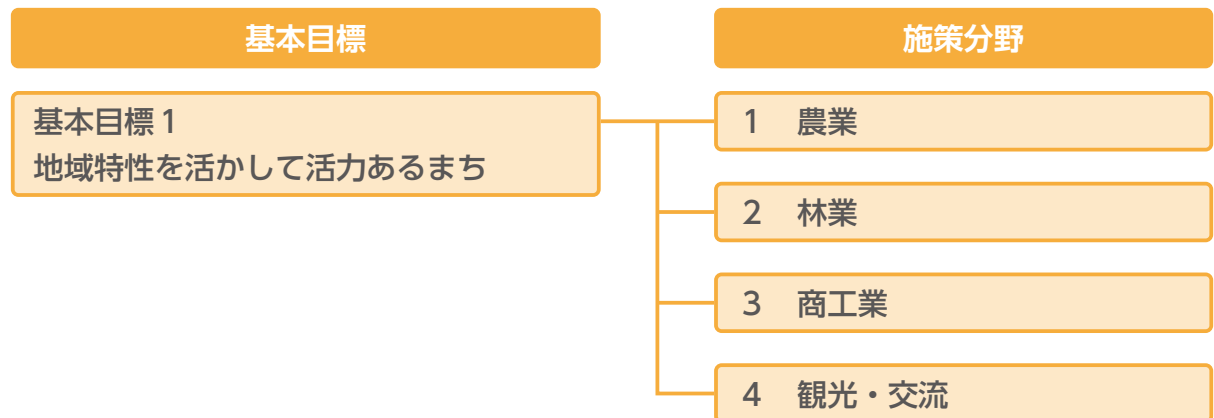
目標 1：貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 2：飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標 3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
		
目標 4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	目標 5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	目標 6：安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
		
目標 7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	目標 8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
		

目標 10：人や国の 不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を 是正する	目標 11：住み続けられる まちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジ リエント）で持続可能な都市及 び人間居住を実現する	目標 12：つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確 保する
10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
目標 13：気候変動に 具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減 するための緊急対策を講じる	目標 14：海の豊かさを 守ろう 持続可能な開発のために海 洋・海洋資源を保全し、持続可 能な形で利用する	目標 15：陸の豊かさも 守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続 可能な利用の推進、持続可能な森 林の経営、砂漠化への対処、なら びに土地の劣化の阻止・回復及び 生物多様性の損失を阻止する
13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 
目標 16：平和と公正を すべての人に 持続可能な開発のための平和 で包摂的な社会を促進し、すべ ての人々に司法へのアクセスを 提供し、あらゆるレベルにおい て効果的で説明責任のある包摂 的な制度を構築する	目標 17：パートナーシップ で目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施 手段を強化し、グローバル・パ ートナーシップを活性化する	
16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	

基本目標 1

地域特性を活かして活力あるまち
【産業分野】

施策の体系



数値目標

指標	単位	基準値	目標値
新規就農者数（累計）	件	—	2
人工林造林未済地面積	ha	132.27	100.00
商工業等起業支援実績（累計）	件	—	5
年間観光入込客数	人／年	408,900	548,000

関連する SDGs の目標



1. 農業

現状と課題

農業情勢は依然として厳しく、輸入農産物の増加による国内農産物価格の低迷や農業資材の価格高騰による農業所得の低下、産地ブランド形成による競争の激化、食の安全・安心に関する消費者意識の高まりなど、対応すべき課題が山積しています。

今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題による農業従事者の減少がさらに深刻化することが懸念され、これらを踏まえた対応が求められています。

そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を図りながら、農業後継者の確保・育成、新規就農者支援の強化など、意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を図ることが課題となっています。

基本方針

本町の特色や強みを活かした第1次産業の活性化に向けて、農業の振興に関わる多様な支援を行うとともに、農業後継者対策や第三者継承を含めた新たな担い手の確保に取り組みます。

主な施策

(1) 持続可能な農業経営の確立

法人化など経営形態の改善による経営力の強化や、ICTを活用した省力化の推進、鳥獣被害対策など、安定的・持続的な農業経営の確立を推進します。

主な事業・取組

- 農業経営の法人化移行の促進
- 乳肉牛の放牧促進
- 侵入防止柵の更新など鳥獣被害防止対策の充実

(2) 担い手及び新規就農者の育成・確保

農業の維持と集落の活性化を図るため、認定農業者や新規就農者などの担い手や労働力の育成・確保を推進します。

主な事業・取組

- 新規就農者等育成事業の推進
- 農業後継者育成奨学金事業の推進
- 若手農業者・農業後継者交流事業の推進
- 担い手確保対策の検討

(3) 農業基盤の整備・保全

農作業のコスト削減や効率化を図るため、農地の集積・集約、生産基盤整備を促進するとともに、農村環境の保全や、老朽化がみられる用排水施設等の整備を関係団体と連携し、推進します。

主な事業・取組

- 土地基盤整備（国営農地再編整備事業等）による農地などの生産性の向上
- 地域計画に基づいた離農農地や耕作放棄地の斡旋と農地の集積化

(4) スマート農業の推進

農地の大区画化、担い手による経営の維持・拡大を図るとともに、労働力不足に対応するためスマート農業による作業の効率化を推進します。

主な事業・取組

- 高機能農業機械の導入による生産コストの削減と労働時間の減少など効率的かつ安定的な農業経営の促進
- ICT技術を用いたスマート農業の推進

(5) 農産物販売・加工の推進

農業所得の向上を目指し、有利販売のための販路拡大や品質向上によるブランド力強化を図ります。

主な事業・取組

- 高収益作物導入支援による農業経営の安定化
- 消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の生産体制の構築
- 農産物加工食品の研究・開発、地域ブランド化と全国に向けた販路の開拓の促進

関連する個別計画等

- 地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン
- 農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想・地域計画
- 南富良野町酪農・肉牛近代化計画

2. 林業

現状と課題

本町における森林面積は 59,014ha で本町総面積の約 9 割を占めており、所有別内訳では国有林が 47,227ha（80.0%）、町有林が 2,166ha（3.7%）、民有林が 6,977ha（11.8%）となっています。

森林は、災害防止機能、良質な農産物を育むための水資源の確保、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止に資する等の重要な役割を有していますが、木材価格の低迷等、森林所有者の森林整備への意欲減退に伴い、森林整備放棄地や皆伐後の造林未済地の増加が懸念されています。

将来にわたりこれらの多面的な機能が発揮されるよう健全な姿で森林を維持するため、近年創設された森林環境譲与税も活用しながら、森林組合等との連携のもと、適切な森林管理と計画的な森林整備を進めていくことが求められています。

基本方針

「南富良野町森林・林業マスタープラン」に基づき、林業経営の安定化と循環する森づくりを進め、森林がもつ多面的な機能の維持・向上を目指します。また、林業経営の改善を図るため、集約化施業の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成・確保に努めます。

主な施策

（1）森林の整備及び保全

森林の有する多面的機能を活かすために、地球環境保全に配慮しつつ、森林の機能が発揮できる適正な森林事業の実施や森林の保全に努めます。また、林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を進めます。

主な事業・取組

- 森林整備事業の推進
- 林道・作業道等の路網整備
- 貴重な天然林（極相の森等）の保全と活用

(2) 人材育成・担い手確保

新規就業者の定着に向けた補助事業等の取組と並行して、地域の関係者や道立北の森づくり専門学院と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を推進します。

主な事業・取組

- 林業担い手新規定着通年雇用事業の推進
- 森林施業プランナー及び地域に根ざした林業事業体の育成

(3) 林業経営の改善

森林環境譲与税の活用により、間伐などの森林整備、担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の取組を推進します。

主な事業・取組

- 民有林整備事業補助金の推進
- 民有林地流動促進支援事業の推進

(4) 木材利用の促進

林地未利用材等を積極的に利用しながら、木質バイオマスの有効活用を図ります。また、森林認証（SGEC）の取得と活用を通じて、町内産人工林材の付加価値向上に努めます。

主な事業・取組

- 公共建築物などへの地元産材利用の促進
- 木質バイオマス事業の促進

関連する個別計画等

- 南富良野町森林・林業マスタープラン
- 南富良野町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

3. 商工業

現状と課題

本町では賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、町内事業者の形態としては小規模事業者が多いことに加え、後継者不足や人口減少に伴う購買力の低下、通販による宅配など流通形態の変化により、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

商工業者の事業撤退と廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、南富良野町商工会を中心として商工業の振興に努める必要があります。

基本方針

町の商工業の持続的発展を図るため、行政、町民、事業者及び商工会等の協働による商工業の振興を図ります。

主な施策

(1) 商工業企業等への支援

商工業振興の中核的役割を担う南富良野町商工会との連携のもと、経営体質の強化や新分野への進出などを促進するとともに、既存企業の経営の安定化と持続的発展を促進します。

主な事業・取組

- 南富良野町商工会の活動支援
- ポイントカードやプレミアム付商品券による町内消費の拡大・啓発の推進
- 町融資金を活用した資金の円滑化等支援
- 町民の生活利便性維持に向けた「食のインフラ」整備検討
- 鉱業振興会との連携や活動支援

(2) 雇用創出、起業への支援

地域雇用開発助成金制度等により、町内事業者による新規雇用及び若年者雇用に対する助成を通じて、雇用創出への支援を推進します。また、小規模事業者による新事業の創出及び起業支援を行います。

主な事業・取組

- 商工業等起業支援制度の推進
- 地域雇用開発助成金制度の推進
- 商工会や旭川信金と連携した国等の助成金に係る情報提供
- 空き家を活用した就業及び起業支援の検討

4. 観光・交流

現状と課題

本町では、豊かな自然を活かしてラフティングやカヌー、スキーや犬ぞりなど四季に応じた体験観光が行われているほか、町中央部には人工湖「かなやま湖」を有し、ログホテルラーチやオートキャンプ場などの観光施設があります。

また、本町は、富良野・トマム・サホロリゾートといった北海道屈指の観光エリアに囲まれています。通過型観光が中心となっているため、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取組を進める必要があります。

このような中、本町では道の駅再開発を進めていますが、今後は町民とともに地域資源の魅力を引き出し、観光拠点と飲食店、宿泊施設などとネットワーク化を図り、体験型観光ニーズに対応した取組をより一層進める必要があります。

基本方針

道の駅再編を中心として観光施設の充実を図るとともに、農林産物を活用したご当地の料理やお土産の販売など町内における観光客受け入れ体制の充実に努め、関係人口の拡大を図ります。また、観光PRの強化を図るとともに町の資源を活かした魅力ある観光づくりを推進します。

主な施策

(1) 観光・交流資源の充実

豊かな自然環境を最大限に活かし、四季に応じた体験観光の振興を図るとともに、農林業や食と連携した観光事業を推進します。また、南富良野の魅力を凝縮したブランド力発信拠点として道の駅及び周辺整備を推進します。

主な事業・取組

- 道の駅再編整備事業の推進
- ログホテルラーチや保養センター、オートキャンプ場などかなやま湖周辺の観光施設の活性化
- かなやま湖周辺の環境美化対策、安全対策の推進
- 農産物やエゾシカなど特産物を活用した食による観光振興
- 農林業と観光産業との連携及び新たな観光メニューの創出
- 通年可能な体験観光メニューの開発及び拡充
- 移住お試し住宅の整備
- 移住相談ワンストップ窓口の設置
- 金山果樹園の観光資源としての活用促進
- 国際交流協議会の活動支援

(2) 観光P R活動の充実

南富良野まちづくり観光協会等との連携のもと、観光パンフレットやSNS、ポスター、ホームページ、マスコミなどの多様なメディアを活用した、観光情報などの発信に努めます。

主な事業・取組

- 南ふらの物産センターにおける観光情報提供機能の充実
- オートキャンプ場などかなやま湖周辺の観光施設のP R推進
- 外国人観光客に対応した観光情報提供体制の整備
- 富良野広域圏や定住自立圏との連携による効果的な観光P R等の推進
- SNSを活用したまちづくりや観光の情報発信

(3) 新商品や加工品の開発・研究の促進

農林産物など南富良野町の地域資源を活用した事業開発と雇用の創出を図るための支援を行います。

主な事業・取組

- 特産品開発支援事業の推進

基本目標 2

健康で安心して生活できるまち
【保健・医療・福祉分野】

施策の体系



数値目標

指標	単位	基準値	目標値
特定健診受診率	%	67	70
特定保健指導実施率	%	68	70
介護人材の育成（累計）	人	—	25
保育所の待機児童数	人	0	0

関連する SDGs の目標



1. 保健・医療

現状と課題

本町では、平成25年度に策定した計画「すこやかみなみふらの」に基づき、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向けた各種健診受診者数の増加への取組や健康相談・健康教育などの保健事業を計画的に推進してきました。

特定健診・保健指導の実施においては60%以上の受診率を維持していますが、本町の健康課題である脳血管疾患や生活習慣病の早期発見・治療、重症化予防のため、特定健康診査、がん検診の受診のほか、食生活や口腔衛生等生活習慣を改善しやすい環境づくりを今後も進めていく必要があります。

今後は、これらの計画に基づき、町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じた心と身体の健康づくり施策のさらなる充実を図り、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指す必要があります。

また、本町には、幾寅・金山・落合に町立診療所、幾寅地区に町立歯科診療所を設置しており、幾寅地区には民間診療所もありますが、町立診療所については、医師1名で3箇所の診療所での診療を行っており、医師の業務負担軽減及び診療の質と患者サービスの向上を図るための取組が求められています。

高齢化や生活環境の変化等に伴い医療ニーズは多様化の傾向にあるため、専門性の高い医療については二次・三次医療圏域の医療機関と連携しながら、町で安心して治療を受けられるよう町民に対して院内情報を積極的に発信することが必要です。

基本方針

保健福祉センターみなくるを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導を推進し、町民自身による健康づくりを推進します。

また、医師・看護師などの医療従事者の確保を図り、町民が安心して医療が受けられる環境づくりを推進するとともに、二次医療圏における医療連携など、関係機関との連携強化を図ります。

主な施策

(1) 健康づくりの推進

「広報みなみふらの」による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談、イベント等を通じ、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

主な事業・取組

- 生活習慣病予防など健康づくりに関する広報活動の推進や健康講座の開催
- 食生活改善に向けた食育の推進

(2) 保健事業の推進

生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行うとともに、各種健診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。

主な事業・取組

- 各種健診・検診の推進
- 住民健診の実施及び受診率向上と事後指導・健康相談の実施
- 医療情報、健診情報、介護情報などのデータを活用した一体的な保健事業の推進

(3) 精神保健対策の推進

こころの健康について、正しい知識の普及と早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。また、地域におけるネットワークの強化を図り、困難な状況にある町民や生きづらさを感じている町民の自殺を未然に防ぐための取組を推進します。

主な事業・取組

- 精神障がい予防対策と自殺予防対策の推進
- 相談支援の充実と医療機関との連携強化

(4) 感染症対策の推進

結核や麻しん、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。また、新型感染症への対策を推進するとともに、感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。

主な事業・取組

- インフルエンザなどの感染症や新たな疾病に関する広報活動及び予防対策の推進
- 乳幼児などの予防接種の無料化

（５）地域医療体制の維持

医療機器の更新など、施設・設備の充実を計画的に進めるとともに、経営の効率化や患者数の増加に向けた取組により健全経営を推進し、町立診療所の維持を推進します。

主な事業・取組

- 町立診療所の適切な維持管理と医療機器の適切な更新
- 金山診療所への電子カルテ導入
- 訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療体制の維持
- 富良野圏域５市町村の連携による一次救急・二次救急医療体制の維持・充実

関連する個別計画等

- 南富良野町地域福祉計画
- 「すこやかみなみふらの」及び特定健康診査等実施計画
- 南富良野町保健事業実施計画（データヘルス計画）

2. 地域福祉

現状と課題

少子超高齢社会^{※ 20}や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑多様化することが予想されます。そのため、「地域共生社会」の実現に向けて町民の地域生活における課題の解決のための包括的な支援体制の整備が求められています。

本町では、「南富良野町地域福祉計画・南富良野町地域福祉実践計画」に基づき「誰もが安心なまちづくり」を基本理念として地域福祉を推進しており、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会と行政が両輪となって各福祉分野のサービス提供や住民・自治会及び関係団体による地域活動への支援を行っています。

今後は少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域とともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

主な施策

(1) 福祉意識の啓発

地域共生社会の実現に向け、関係団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図ります。

主な事業・取組

- 学校等における福祉教育の推進
- 「広報みなみふらの」等を利用した福祉意識の啓発

※ 20 超高齢社会

65 歳以上の人口の割合が全人口の 21%以上を占めている社会のこと。

(2) 地域福祉推進体制の充実

南富良野町社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図り、各種福祉活動の一層の活発化を促進します。

主な事業・取組

- 南富良野町社会福祉協議会の活動支援
- 民生委員・児童委員、集落支援員など福祉を担う人材の活動支援
- ボランティア団体など各種福祉活動団体の活動支援や福祉の担い手の育成

(3) 外出支援の充実

公共交通機関を利用できない高齢者や障がい者などに対して移動手段を確保し、住み慣れた地域で、安心して生活できる環境づくりを図ります。

主な事業・取組

- 外出支援サービス事業の推進
- 福祉有償運送支援事業の推進
- 新たな交通体系の検討

(4) 相談支援体制の充実

関連部門、関係機関・団体が一体となった総合的な相談・情報提供体制の継続を図るとともに、利用者の権利擁護のための取組を進めます。

主な事業・取組

- 福祉情報の提供及び相談支援体制の充実
- 民生委員・児童委員等による生活相談活動の充実
- 保健・医療・福祉におけるそれぞれの役割分担や連携による適切な相談支援体制の充実
- 成年後見制度の利用促進

(5) 低所得者等への支援

生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な援助が必要な世帯に対する支援を行うとともに、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。

主な事業・取組

- ひとり暮らし高齢者やひとり親世帯等に対する経済的支援
- 生活保護制度の適正運用と各種社会保障制度や生活福祉資金貸付制度の周知と活用の促進

関連する個別計画等

○南富良野町地域福祉計画

3. 高齢者福祉

現状と課題

我が国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる令和7年をめどに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組を進めています。

本町では、平成20年度に特別養護老人ホーム「ふくしあ」を金山地区に整備し、町域を西部圏域と東部圏域に分けて高齢者福祉サービスを提供する体制を構築しました。

少子超高齢社会による生産年齢層の人口減少に伴い、要介護等高齢者や障がい者等を支援する人材不足が顕在化しており、今後のさらなる人口減少による介護人材の確保が課題となっています。

今後は、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域包括ケアシステムの実現が求められているほか、趣味をもち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識をもち、実践することができる環境づくりが必要です。

基本方針

保健・医療・福祉との連携強化を図るとともに、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。

主な施策

(1) 介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きした生活を送ることができるように、適正な介護予防プランの作成や相談・支援や各種保健・健康教室を開催します。

主な事業・取組

- 生きがいデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、南づ・はつらつ倶楽部など介護予防活動の推進
- 介護予防講座の開催

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、介護保険サービスに基づく公的なサービスや生活支援サービスの充実を図ります。

主な事業・取組

- 介護保険サービスの適切な運営
- 高齢者向け施設サービスの在り方検討
- ひとり暮らし高齢者等の安否確認システムの設置促進
- 見守り活動の充実
- 介護職員研修費用の助成
- 外国人介護人材育成支援奨学金の助成
- 特別養護老人ホーム「一味園」の建て替えに対する支援の検討

(3) 認知症対策の推進

認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、認知症の早期発見・対応を行うため医療機関や関係機関の連携を図ります。

主な事業・取組

- 認知症サポーターの養成・活用
- 認知症の方と家族の会（オレンジカフェ）の定期開催
- 認知症の早期発見・対応に向けた支援体制の維持

(4) 生きがいづくり・社会参加の支援

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加することができるよう、老人クラブ等への支援を行います。

主な事業・取組

- 老人クラブへの支援
- 高齢者事業団への支援

関連する個別計画等

- 南富良野町地域福祉計画
- 南富良野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

4. 障がい者福祉

現状と課題

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約など、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいの有無にかかわらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

本町では、関係機関や福祉サービス事業者により障害福祉サービスが提供されており、障がい者が地域で生活するための環境づくりと社会参加のための仕組みづくりが進められてきました。

しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、これらへの対応が求められています。

今後は国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえ、すべての障がい者が地域において可能な限り自立するとともに、ともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを関係機関や福祉サービス事業者と連携しながら進めていく必要があります。

基本方針

障がいや障がい者・児に対する町民の理解を深めるため、啓発・広報活動や交流事業、福祉教育を推進するとともに、関係機関や福祉サービス事業者との連携により障害福祉サービスの充実に努めます。

主な施策

(1) 障がい者・児に対する理解の促進

学校や地域における福祉教育や交流活動、ボランティア体験などによりノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

主な事業・取組

- 学校における福祉教育の推進
- 福祉施設におけるボランティア体験の開催
- イベント等を通じた交流活動の推進

(2) 障害福祉サービスの充実

関係機関やサービス事業者との連携のもと、居宅での生活や日中の活動を支援する各種サービスの提供体制の維持・充実に努めます。

主な事業・取組

- 総合相談体制の充実と障害福祉サービスや各種障害手当などの周知
- 富良野圏域の連携による障害福祉サービス提供体制の維持・充実

(3) 社会参加の促進

障がいのある人がスポーツや就労など社会参加する場の拡大に努めるとともに、障がい者団体等の活動を支援します。

主な事業・取組	○障がい者の就労支援の推進
	○スポーツ大会等イベントの開催

(4) 障がい児への支援

障がい児やその家族への支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

主な事業・取組	○障がい児やその家庭への障害福祉サービスの提供と相談支援の充実
	○乳幼児健診、健康相談などを通じた障がいの早期発見及び早期支援
	○専門医療機関などと連携した療育支援体制の充実
	○障がいのある乳幼児に対する保育体制の充実

関連する個別計画等

○南富良野町地域福祉計画

○南富良野町障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

5. 子育て支援

現状と課題

我が国では、晩婚化や非婚化、ライフスタイルや価値観の多様化等により、少子化が深刻化しており、大きな社会問題になっています。

国においては、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を施行し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関して量的拡充に主眼を置いた取組を進めてきました。また、令和 5 年度から内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置され、「こどもまんなか社会の実現」に向けた取組が進められることになっています。

本町では、これまでも子育ての経済的負担の軽減を図るため、22 歳までの子どもの医療費や予防接種の無料化など様々な取組を推進しており、令和 2 年 3 月には「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産から子育て支援まで切れ目なく安心して子育てができるまちづくりに取り組んでおります。

また、平成 27 年 4 月に金山保育所、平成 29 年 4 月には幾寅保育所をそれぞれ新築移転しており、保育環境の改善も進めてきました。

今後も子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めていくため、子育て世帯を町全体で支援していくという視点に立ち、町関係課・関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針

子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進め、子育てを地域や社会全体で支えるまちの実現を目指します。

主な施策

(1) 母子保健の充実

関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。また、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように健康教育、相談等の支援を行います。

主な事業・取組

- 赤ちゃん家庭訪問の実施
- 乳幼児健康診査の実施
- 子育て世代包括支援センターによる相談支援

(2) 子育て支援の充実

就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、町立保育所における子どもの受け入れ体制の維持を図るとともに、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう一時保育など保育サービスの充実に努めます。

主な事業・取組

- 町立保育所の適切な運営
- 一時保育や障がい児に対応した保育士の加配など保育の充実
- 子育て支援センターの運営
- ファミリーサポートセンターの運営
- 放課後児童クラブ活動の運営
- 育児ボランティア活動の支援や育児講演会の開催

(3) 経済的支援の推進

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費や給食費などの経済的支援を行います。

主な事業・取組

- 妊婦健診費用の助成
- 特定不妊治療費の助成
- すこやか出産支援金の支給
- すこやか子ども医療費による助成
- ひとり親家庭の医療費助成
- 学校及び保育所における給食費の助成

(4) 支援が必要な子どもと家庭への支援

関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待等の防止・早期発見及び対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな対応に努めます。

主な事業・取組

- 関係機関の連携による児童虐待及びヤングケアラーや不登校の早期発見・早期対応・相談支援の充実
- 南富良野町子どもを守る地域協議会の開催

関連する個別計画等

○南富良野町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 3

災害に強く快適で住みよいまち
【生活基盤・生活環境分野】

施策の体系



数値目標

指標	単位	基準値	目標値
町内光回線の整備戸数	戸	632	650
マイナンバーカード交付率	%	68.01	70.00
空き家バンク成立件数（累計件数）	件	—	3
水道区域内における水道給水率	%	99.11	99.21
下水道水洗化率	%	87.91	88.91
一人あたりのごみ排出量	Kg／年	294.6	282.0
応急手当講習の実施回数（直近5年平均）	回／年	14.6	15.0
避難行動要支援者の個別計画策定率	%	0	100

関連する SDGs の目標



1. 道路

現状と課題

道路はまちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。そのため、今後も国や北海道と連携しながら計画的な道路整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を継続して実施していく必要があります。

本町の道路網は国道 38 号、237 号を主要幹線とし、金山幾寅停車場線、占冠落合停車場線、石勝高原幾寅線、夕張新得線の道道 4 路線により広域道路網を形成しているほか、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として 151 路線、総延長 206km の町道が整備されています。

道路は住民の日常生活や産業、観光を支える重要な生活経済基盤であることから、国や北海道と連携しながら道路の維持管理を計画的に進め、安全で便利、快適な道路環境を維持していくことが求められています。

基本方針

町民生活や産業活動の利便性向上及び安全性向上の観点から、国道・道道などの整備を要請するとともに、町道の計画的な整備、維持管理を図ります。

主な施策

(1) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

市街地区における公共施設間の連絡道路、通学路など生活に密着した道路等に関わる道路を中心に、町道の改良・舗装や維持補修を計画的、効率的に推進します。

主な事業・取組	○町道改良の推進
	○市街地の未舗装道路の整備及び老朽化した道路の改修
	○橋梁長寿命化対策の推進

(2) 幹線道路網の整備促進

上川圏と十勝圏のアクセス向上に向けた旭川十勝道路の早期完成や占冠村との連絡機能向上を求め、国や北海道への要望活動を行います。

主な事業・取組	○地域高規格道路旭川十勝道路の整備の要請
	○落合停車場跨道橋及び石勝高原幾寅線の整備の要請

(3) 除排雪等の充実

冬期間における町道交通の確保のため、除排雪機械の整備・更新を推進し、作業の向上と交通安全確保に努めます。また、関係機関と連携し、幹線道路である国道・道道の除排雪を充実・促進することで、安心して安全な歩道と車道の確保に努めます。

主な事業・取組

- 町道や歩道の除排雪体制の充実
- 除雪車両及び道路維持機械の計画的な更新
- 国道・道道の除排雪体制充実の要請

関連する個別計画等

- 南富良野町橋梁長寿命化計画

2. 公共交通

現状と課題

本町の公共交通のうち、ＪＲ根室本線（富良野～新得間）は通勤・通学及び通院・買い物などで町民の足として活用されてきました。

これまで、東鹿越～新得間の不通区間における災害からの早期復旧と鉄路存続の要請活動を続けてきましたが、令和４年１月２８日に開催されたＪＲ根室線富良野新得間関係市町村長会議で、鉄路の存続は極めて困難と認識され、バスを中心とした「新たな交通体系」の確立に向けた協議を進めていくこととなりました。

民間バス路線に関しては、帯広から旭川を結ぶ都市間バス路線があるほか、トマム地区より落合、幾寅を結ぶ路線と占冠中央より金山、下金山を経由し富良野市を結ぶバス路線があります。

また、本町では、北落合・落合～幾寅間と、下金山・金山～幾寅間を結ぶ町営循環バスを運行しており、予約を必要としないスクールバス便と予約を必要とするデマンド便があります。

これらの公共交通は、広域的な移動手段として、また町民生活における交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取組を進めながらその維持・確保に努めるとともに、新たな地域公共交通の在り方についても検討を進めていく必要があります。

基本方針

ＪＲ根室本線存続に関する町民の声を尊重した上で、「新たな地域公共交通体系」の確立に向けた協議を進めます。また、民間バス路線の維持・向上を図りながら、町営循環バスをはじめとする公共交通に関して、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応したより良い公共交通の在り方を検討します。

主な施策

（１）民間バス路線の維持・充実

バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取組を実施します。

主な事業・取組

- 都市間を結ぶ広域バス路線の維持・充実の要請
- 沿線自治体との連携によるバス利用促進

(2) 町営循環バスの充実

町営循環バスを運行し、町内の移動手段を確保するとともに、利用者の利便性向上を図ります。

主な事業・取組

- スクールバス便・デマンド便の利便性向上
- バス待合所の適正配置
- バス車両の計画的な更新

(3) 新たな地域公共交通体系の検討

民間バス路線や町営循環バスなどの相互活用を含めた町内外の新たな地域公共交通体系の確立に向けての協議を進めます。

主な事業・取組

- 既存バス路線及び町内循環バスの相互活用の検討
- 新たな地域公共交通体系の検討

3. 情報化

現状と課題

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本町では、高速通信回線網（光回線）を町全域に整備するとともに、地上デジタルテレビ難視聴地区の解消に向けて、光回線を利用した再送信施設を一体的に整備してきました。

現在、Society5.0^{※21}（科学技術を活用した社会）の実現に向けた第5世代移動通信システムである「5G」の実用化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しています。

今後これらの新しい通信技術やIoT^{※22}（身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる）技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や町民ニーズに合わせた対応を行っていくことが求められます。

基本方針

高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や行政運営の効率化を図ります。

主な施策

（1）情報通信環境の充実

情報通信基盤の充実を図るため、観光施設や公共施設への無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。

主な事業・取組

- 観光施設への無料Wi-Fiスポット拡充
- 公共施設への無料Wi-Fiスポット拡充

※21 Society5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものでサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

※22 IoT

Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

(2) デジタル技術を活用した住民サービスの普及促進

マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、各種届出や申請など行政手続きのオンライン化による行政サービスの利便性向上に取り組めます。

主な事業・取組

- マイナンバー制度の普及・啓発とマイナンバーカードの取得促進
- 行政手続きのオンライン化の促進
- パソコン・スマホ教室の開催などデジタルデバインド（情報格差）対策

(3) デジタル技術を活用した行政運営の効率化

新たなデジタル技術の活用による、行政運営の効率化、生産性の向上を図ります。

主な事業・取組

- 新たなデジタル技術の導入検討
- マイナンバーやシステムを活用した業務の効率化
- 情報セキュリティの確保

4. 住環境

現状と課題

本町ではこれまで、マイホーム助成事業や住宅リフォーム助成事業などにより、町民の土地購入や住環境の整備に係る支援を行うとともに、町営住宅の改善や住宅等建設促進事業による民間賃貸共同住宅建設への支援など、町の住宅政策と民間活力により住宅政策を進めてきました。

空き家対策については、令和3年3月に「南富良野町空家等対策計画」を策定し、所有者に対する空き家等の適切な管理に関する周知や相談窓口の設置、空き家バンクなど、町民の安心・安全な暮らしを確保するため空き家の有効活用や適正な管理に向けた取組を進めています。

今後は、住宅建設・購入等に関する各制度による支援や住宅に関する情報提供を引き続き行っていくとともに、既存の町営住宅の適正管理や、耐用年数が過ぎた町営住宅の取り壊しを進めていく必要があります。

基本方針

高齢社会の到来、空き家の増加に対応した住宅施策について総合的な検討を進め、時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

主な施策

(1) 公営住宅等の適正管理の推進

「住宅マスタープラン」に基づき、公営住宅の改善等を進め、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、計画的に屋根・外壁の塗り替え等の維持補修を進めます。

主な事業・取組

- 公営住宅・町有住宅の適切な維持・補修
- 公営住宅・町有住宅の改善
- 公営住宅・町有住宅の計画的な建て替えと取り壊し
- 高齢者や障がい者が快適に安心して住めるバリアフリー化への対応

(2) 空き家対策の推進

空き家バンク制度等を通じて空き家利活用の促進を図るとともに、危険廃屋などの解体に係る費用の助成を推進します。

主な事業・取組

- 空き家バンク制度の広報活動の推進
- 空き家登録情報の充実
- 危険廃屋の実態把握及び解体、撤去経費の助成等の推進

(3) 移住・定住対策の推進

移住・定住を促進するため、助成制度による持ち家の促進を図ります。また、移住に関する情報発信や相談対応の充実により、都市部や他地域からの移住希望者の受け入れを促進します。

主な事業・取組

- 新築、購入、建て替え、増改築、リフォーム費などの助成と住宅地の分譲による持ち家の促進
- 移住者向け住宅の改修
- 建設費の助成による民間賃貸住宅の整備促進
- ホームページ等を活用した定住・移住対策のP R
- 移住相談の充実
- 奨学金返還支援による若者移住の推進

関連する個別計画等

- 南富良野町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画
- 南富良野町空家等対策計画

5. 公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、緑豊かな潤いのある住環境の形成はもとより、地域住民の憩い・安らぎの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所の確保など、様々な役割をもつ重要な施設です。

森林や豊富な緑を背景とした本町には、農村公園、ふれあい公園があるほか、かなやま湖森林公園や鹿越園地があり、住民のみならず多くの観光客が訪れる観光資源となっています。

今後は、公園の老朽化の状況や利用状況等を勘案し、安全で快適な公園・緑地として適正管理・有効活用を図っていく必要があります。

基本方針

安らぎと潤いのある生活環境と魅力的な観光地づくりに向けて、公園等の維持・充実を推進します。

主な施策

(1) 公園・緑地の整備充実

老朽化への対応はもとより、安全性・快適性の確保、利用率の向上に向け、既存公園・緑地の施設・設備の修繕等を計画的に進めます。

主な事業・取組

- 道の駅再編整備事業における公園整備
- 公園や緑地の適切な維持管理の推進
- 住民、地域と連携した身近な団地内公園の維持管理の推進
- 危険遊具の点検・改修

(2) 緑化の推進

公共施設の緑化を推進するとともに、町民の意識啓発を行いながら、地域住民や団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

主な事業・取組

- 道路沿いや公共施設周辺の緑化推進
- 自治会や各種団体等による緑化・花いっぱい運動や維持管理への支援

6. 上下水道

現状と課題

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

本町の水道施設として簡易水道施設が6箇所整備されており、平成29年3月に策定された「南富良野町簡易水道事業経営戦略」に基づき、水道施設の計画的な維持・管理を進めてきました。

水道水の安定供給を図る上で、機器や管路など水道施設の老朽化への対応が課題となっており、中長期的な更新投資計画の見直しを行うとともに、計画的に設備、管路の更新を進めていく必要があります。

本町の生活排水処理施設は、平成11年に幾良地区で公共下水道の供用が開始され、約23年が経過しています。ここ数年間で浄化センターやポンプ所設備を更新し、老朽化は一定程度解消されていますが、未更新の設備の更新が必要な状況です。

また、下水道処理区域外の地域においては、快適な生活環境づくりのため、設置費と維持管理費の助成を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。

し尿に関しては、平成21年4月に富良野圏域5市町村による富良野広域連合を組織し、環境衛生センターで処理を行っています。

基本方針

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、公共下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。また、快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、公共下水道施設以外の生活排水処理を適正に行うとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

主な施策

(1) 水道事業の推進

安全で良質な飲用水を供給するため、水道施設の日常の適正な維持管理・運営を行うとともに、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進します。

主な事業・取組

- 浄水場の設備・機器の計画的な更新
- 管路の維持修繕及び計画的な更新
- 漏水対応による有収率の改善

(2) 生活排水の適正処理

公共下水道施設については、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進し、長寿命化等を図ります。また、生活環境の保全と公衆衛生の向上に向け、合併処理浄化槽を設置する町民に対する補助を継続し、設置を促進します。

主な事業・取組

- 下水処理場の設備・機器の計画的な更新
- 管路の維持修繕及び計画的な更新
- 合併処理浄化槽の設置費及び維持管理費の助成による普及促進

関連する個別計画等

- 南富良野町簡易水道事業経営戦略
- 南富良野町下水道事業経営戦略
- 南富良野町特定環境保全公共下水道事業計画
- 南富良野町生活排水処理基本計画

7. 自然環境保全

現状と課題

世界的な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強く求められています。

本町は、総面積の約9割が森林であり、周囲を山々に囲まれ、町の中央には人工湖「かなやま湖」を有し、豊かな自然と美しい景観に恵まれています。かなやま湖や空知川流域には、絶滅危惧種の希少淡水魚「イトウ」が生息していることから、平成21年に「イトウ保護管理条例」を制定して保護と次代への継承に取り組んでいます。

我が国の政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本町においても、脱炭素対策は時代の要請に基づく取り組むべき重要な課題であると認識し、「南富良野町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

今後は、再生可能エネルギー導入推進計画を策定し、地域エネルギーの利活用や環境負荷の削減に配慮した施設等の整備や維持管理などを進めていく必要があります。

イトウの保護対策では、資源量は平成28年の河川攪乱後、回復・増加が見込める状況となっていますが、少数ながら繁殖期など保護区域・期間中の採捕行為が見受けられるため、指定区域・期間における保護対策の強化が必要です。

基本方針

環境教育・学習を通して環境保全に対する町民の意識の向上に努めるとともに、町民との協働による自然環境の保全・継承及び希少淡水魚「イトウ」の保護を推進します。

主な施策

(1) 自然保護対策の推進

環境関係法令を遵守し、環境問題への関心と理解を深め、快適な生活環境の保持や美しい景観の普及促進を図り、環境に優しい地域社会の実現を目指します。

主な事業・取組

- 自然保護に関する意識啓発
- 関係団体などの環境保全活動への支援と連携
- 希少淡水魚「イトウ」の保護対策の推進
- 学校教育や社会教育による自然環境教育と自然体験活動の推進

（2）地球温暖化防止対策の推進

森林の整備・保全により森林資源の循環活用を図ることで、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の吸収源を確保する取組を推進します。また、再生可能エネルギーの活用などにより温室効果ガス排出量の削減を推進します。

主な事業・取組

- 環境問題に関する意識啓発
- 森林の整備・保全による森林資源の循環活用
- 公共施設における温室効果ガス排出量の削減
- 再生可能エネルギー導入推進計画の策定

8. 環境衛生

現状と課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会※²³の構築が求められています。

こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本町においても3R運動の取組を推進し、ごみの分別収集の推進や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再資源化や減量化を図ってきました。

本町では、可燃ごみは上富良野町クリーンセンターで処理し、不燃ごみ等は南富良野町に整備されている一般廃棄物最終処分場で処理を行っています。一般廃棄物最終処分場は延命化に努めてきましたが、数年後には容量が限界を迎えることが予想されているため、今後の一般廃棄物最終処分場の在り方について検討する必要があります。

火葬場については、民間事業者への管理委託により適切な維持管理を行っています。また、墓地に関しては利用者の利便性の向上に向けて適正管理に努めるとともに、各地区に設置している共同墓地の適正管理を行う必要があります。

基本方針

廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。また、斎場・火葬場・墓地の環境美化と適正な維持管理を推進します。

※ 23 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

主な施策

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるための意識啓発を図るとともに、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。また、不用品の交換や修理など、リユース・リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。

主な事業・取組

- 広報紙やホームページなどを利用した分別方法、収集日、家電リサイクル法などの周知
- 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進
- 産業廃棄物排出事業所におけるごみの適正な処理の促進
- 農業用廃プラスチックなどのごみの適正な処理の促進

(2) ごみ処理施設の維持管理

広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。

主な事業・取組

- 最終処分場の適切な維持管理の推進
- 最終処分場の延命化に向けた検討
- 広域連携によるごみ処理の推進

(3) 斎場、火葬場、墓地の適正管理

斎場・火葬場の機能維持のため、保守・点検を定期的実施し、施設の適正管理を行います。また、墓地利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めます。

主な事業・取組

- 斎場及び火葬場の適正な維持管理
- 墓地の清掃や緑化など適正管理の推進

関連する個別計画等

○南富良野町一般廃棄物最終処分場維持管理計画

9. 防災

現状と課題

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、町民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ的確にできる地域を目指すことが必要となります。

本町では、平成 28 年 8 月に台風 10 号の大雨に伴う空知川堤防の決壊等により、幾寅地区を中心とした甚大な被害を経験しました。その後も、北海道胆振東部地震による大規模停電を経験するなど、災害は決して他人事ではないという認識が町民には広まっていると考えられます。

そのような中、令和 2 年 3 月に「南富良野町地域防災計画」の全面改定を実施したほか、災害対策基本法の改正等に併せて本計画についても随時改訂を実施いたします。併せて、学校や地域住民への防災教育の充実や町災害対策本部機能強化のため、自衛隊 O B 職員を防災マネージャーとして採用しています。

また、適切な防災情報の発信に関して防災行政無線導入の検討を進めてきましたが、地区が点在していることにより整備に係るコストが高くなってしまうことから、他の伝達手段も含めた中で検討していく必要があります。

発災時に被害を最小化するためには町民一人ひとりの防災意識の向上が重要であり、地域における共助も大切な役割を果たします。そのため、行政による防災への取組に加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが必要とされています。

また、市街地に隣接し町内をつなぐ軸となっている空知川において、良好な河川景観を保全しつつ、河川管理者等関係機関との連携によって防災機能を高めるとともに、河川空間の利活用を進め、住民生活や観光利用に対する新たな魅力を高めていく取組を進めています。

基本方針

町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、防災体制を維持・充実して地域防災力の強化を図るとともに、地域の強靱化を推進します。

主な施策

(1) 防災体制の強化

災害発生時に、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。また、災害発生時に備え、資機材の備蓄を図るとともに、事業者や関係機関・団体との協力体制の強化に努めます。

また、大規模災害発生時における総合的な防災拠点や交通路等を整備し、国や道に対するバックアップ機能の向上を図ります。

主な事業・取組

- 河川防災ステーションの整備
- 災害発生時における情報伝達手段の多様化検討
- 災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄推進
- 自衛隊・関係機関・民間事業所などとの連携強化

(2) 地域防災力の向上

地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や洪水・土砂災害ハザードマップの周知徹底、防災訓練の実施等を通じ、「自助」、「共助」による地域の防災力向上を図ります。

主な事業・取組

- 避難所や防災に関する情報提供の充実
- 防災訓練の実施による災害意識の高揚
- 要援護者の情報収集と支援体制の構築
- 自主防災組織の結成促進

(3) 地域強靱化施策の推進

地域強靱化計画に基づき、「町自体の強靱化」と「国・道の強靱化のバックアップ」の観点から本町の地理的特性と強みを最大限生かして大規模災害に立ち向かうとともに、地域活性化と持続的な成長に繋がる施策を推進します。

主な事業・取組

- 広域防災拠点の整備による大規模災害対応支援基盤の構築
- 緊急輸送道路及び地域交通ネットワークの整備による基盤の強化

(4) 治山・治水対策の推進

危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

主な事業・取組

- 災害発生予防に向けた空知川などの河川改修
- 砂防工事の国・北海道への要請

(5) 国民保護の推進

町民の安全を保つため、武力攻撃など緊急事態への対応力を高めます。

主な事業・取組

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持管理
- 武力攻撃などの緊急時における対応方法の周知・啓発

関連する個別計画等

- 南富良野町地域防災計画
- 南富良野町地域強靱化計画
- 南富良野町国民保護計画
- 南富良野町業務継続計画
- 南富良野町備蓄計画
- 南富良野町個別避難計画

10. 消防・救急

現状と課題

本町には、富良野圏域5市町村により構成される富良野広域連合消防本部により南富良野消防支署が設置されており、本町の救急体制を担っているほか、4分団で構成される消防団及び2団体で構成される婦人防火クラブが組織されており、消防南富良野支署と互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

消防施設の面では、消防救急無線のデジタル化への移行を完了していますが、消防支署庁舎、各地区消防庁舎、消防水利及び消防車両の老朽化が進んできており、特に消防支署庁舎の耐震改修が急務となっています。

また、生活様式の多様化や少子高齢化の進行など社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど消防力の低下が懸念されています。

今後においても、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また消防活動において重要な役割を担う消防団組織の充実についての取組を進める必要があります。

基本方針

常備消防の強化のほか、消防団員の確保に努めるとともに、広域連携や施設及び資機材の充実により、消防力と救急救助力の維持・強化を図ります。

主な施策

(1) 消防体制の維持・充実

広域的連携のもと、効果的な研修・訓練の実施による職員の資質の向上、人員の増強や施設・設備・資機材の計画的更新を図り、富良野広域連合消防本部による消防・救急救助体制の充実を図ります。

主な事業・取組

- 消防庁舎や水利施設・車両・資機材などの消防施設等の計画的な更新や整備
- 研修・訓練の実施による職員の資質・能力の向上
- 消防団員の確保及び団機能の向上
- 個人装備品強化による消防職員・団員の安全管理の徹底
- 防火・防災思想の普及促進
- 各地区消防庁舎のあり方及び団員の定年延長に向けた検討

(2) 救急体制の維持・充実

救急・救助に関わる人員の体制整備を図るとともに質の向上を図ります。また、講習等を通じて、町民の救命・応急手当の知識・技術習得を推進します。

主な事業・取組

- 救急救命士の確保・育成
- 救命用資機材の計画的な整備
- 救急・救命及び応急手当の講習開催

関連する個別計画等

- 南富良野町地域防災計画
- 富良野広域連合広域計画
- 南富良野町消防施設整備実施計画

11. 防犯・交通安全

現状と課題

近年、事務所荒らしや車上荒らしなど交通網の整備に伴う犯罪の広域化、インターネットやスマートフォン等を使った顔がみえない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動や防犯パトロールを実施しているほか、防犯灯・街路灯の設置を進めています。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新手のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動・意識の向上に向けた取組が必要となっています。

交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しています。

今後とも、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のないまちを目指す必要があります。

基本方針

犯罪（再犯を含む）や非行の未然防止のため、町民の防犯意識と、地域ぐるみの見守り体制と福祉と連携した総合的な防犯活動を進め、立ち直りを支える啓発活動等の取組を推進し、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。また、交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保を目指します。

主な施策

(1) 防犯対策の推進

関係機関との連携により、防犯に関する学習機会や情報の提供を進めます。また、防犯意識の向上や地域住民の自主的な活動を支援します。また、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯・街路灯の設置を計画的に進めます。

主な事業・取組

- 防犯協会の活動支援
- 町民・関係機関の相互協力による地域ぐるみの防犯体制の強化
- 広報紙やホームページなどを活用した防犯意識の啓発
- 防犯灯・街路灯の計画的な設置

(2) 消費者対策の推進

安全で安心な消費生活の実現のため、消費者教育を実施するとともに、消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。

主な事業・取組

- 消費者問題に関する広報紙やホームページによる啓発の推進
- 北海道消費者センターなどと連携した消費生活相談の充実
- 福祉サービスとの連携強化

(3) 交通安全対策の推進

警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもから高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、交通安全意識の一層の高揚を図ります。

主な事業・取組

- 交通安全協会や交通指導員協議会などの活動支援
- 保育所・学校・地域・事業所・老人クラブなどへの交通安全教育の推進
- 町道の交通安全施設の設置
- 国道や道道における交通安全施設の設置要請

基本目標 4

豊かな学びと生きがいを
実感できるまち
【教育・スポーツ・文化分野】

施策の体系



数値目標

指標	単位	基準値	目標値
児童・生徒用タブレットの導入割合	%	100	100
南富良野高等学校入学者数（直近3ヵ年の平均）	人／年	11	15
図書室年間貸出冊数	冊／年	2,136	5,000
スポーツ施設の利用者数	人／年	14,748	15,000

関連する SDGs の目標



1. 学校教育

現状と課題

子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した新学習指導要領が国から示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施され、さらに、ICTの活用が日常のものとなっていることを背景に、児童生徒一人ひとりに創造性を育む教育ICT環境を実現するため、国はGIGAスクール構想を推進しています。

本町では、変化の激しいこれからの社会を乗り越えていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた生き方の育成を図るため、家庭や地域との連携を深めながら教育活動を推進してきました。

また、「小中高連携教育推進基本計画」を策定し、学びの連続性を見据えた小中高連携の取組を進めてきたほか、地域の特性を活かしたカヌー、カーリング、野外体験活動による体力・運動能力の向上を図ってきました。

今後は、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動を進めていく必要があります。

基本方針

児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、幅広い知識を身につけ豊かな心を育むとともに、地域への愛着と子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

主な施策

(1) 小中学校における教育内容の充実

社会で生きる力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実など新たな教育内容への対応を行い、社会の変化に対応する教育を推進します。

主な事業・取組

- 学習指導要領改訂に対応した教育の推進
- 朝学習・放課後における学習サポートの推進
- 外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置
- 地域の特性を活かしたスポーツや野外体験活動による体力・運動能力の向上
- 教職員の研修会・研究会活動などの充実と支援
- 地元食材を活用した食育の推進

(2) 高等学校における教育内容の充実

特色と魅力ある高等学校づくりを推進するとともに、卒業後の進路に応じた支援を行います。

主な事業・取組

- 特色と魅力ある高等学校づくりの推進
- 海外留学生派遣事業の継続
- 大学進学などへの学習支援の充実
- 地元事業所と連携した就職支援の充実
- 教職員の研修会・研究会活動などの充実と支援による指導力の向上
- アウトドア授業の推進・継続
- 通学費用や各種資格取得費用の助成
- 高等学校下宿家賃等の助成

(3) 教育環境の充実

教育施設の維持管理を行うとともに、ＩＣＴ機器の整備など教育施設、設備の充実に努めます。

主な事業・取組

- コミュニティ・スクールの推進による地域に根ざした学校づくり
- ＩＣＴ機器など学習環境の充実
- 学校施設の適切な維持管理
- 高等学校校舎大規模改修、耐震化及び体育館の改修に向けた検討
- 小学校、中学校の体育館改修又は修繕
- 小学校、中学校への冷房設備設置
- 南富良野高等学校学生生活施設の充実

(4) 就学支援の充実

就学に支援が必要な児童・生徒への支援の充実に図るとともに、各種資格取得費や学校給食費等への助成を行います。

主な事業・取組

- 各種資格取得費の助成
- 就学援助制度による支援の実施
- 奨学資金貸付制度の継続
- 学校給食費の助成

2. 社会教育

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取組、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では「南富良野町社会教育中期計画」に基づき、読書活動、千里（高齢者）大学、公民館活動など、幼児から高齢者まで、また地域ごとの学習機会づくりを進めてきました。

また、住民が講師やボランティア等の運営に携わることや住民自主企画事業を通じて住民の自主的な学習活動の促進と、企画・運営する人材育成や団体活動の推進を図り、多様化する学習ニーズに柔軟に対応しながら社会教育の充実を進めてきました。

今後は、町民ニーズを常に把握しながら各団体・地域への支援や連携を視野に入れ、町民の学習意識が高まる事業を展開し、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

本町の特色を活かした学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。

主な施策

（１）生涯学習推進体制の整備

関係各課や生涯学習、各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進めます。

主な事業・取組

- 生涯学習ボランティアの育成
- 北海道や近隣市町村など幅広い学習情報の収集と提供
- 学習の成果を反映できる発表・活動の場や機会づくり
- 読書活動の推進

(2) 生涯学習活動の充実

ライフステージに応じて町民が希望する学習に取り組めるよう、多様な学習機会を提供します。

主な事業・取組

- 放課後子ども教室の実施
- 沖縄県本部町との児童の相互交流
- 住民自主企画活動支援事業の推進による自主学習活動の促進
- 千里（高齢者）大学による高齢者の学習活動の充実促進
- 富良野地区広域教育圏事業の推進

関連する個別計画等

- 南富良野町社会教育中期計画
- 南富良野町読書推進計画

3. スポーツ・レクリエーション

現状と課題

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町のスポーツ活動は、中核となる町スポーツ協会やスポーツ推進委員、総合型スポーツクラブ「ゆっく」などにより各種大会やスポーツ教室が行われているほか、恵まれた自然を活用したカヌーやラフティングなどのアウトドア体験活動も行われています。

また、アスリート育成とスポーツ活動への意識高揚を図るため、アスリート派遣助成事業により全道・全国・国際スポーツ大会等へ出場する町民に派遣経費の一部を助成しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、各スポーツ・レクリエーション団体等への支援とより深い連携が求められています。

基本方針

子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

主な施策

(1) スポーツ・レクリエーションの普及

町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、町民向けのスポーツ教室を開催します。また、気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

主な事業・取組

- 各種スポーツ教室などスポーツ活動の機会づくり
- ニュースポーツやレクリエーション活動の体験や普及活動の推進
- 地域の特色を活かしたカーリングやカヌーなどの体験機会の提供

(2) スポーツ活動への支援

各種スポーツ団体と協力してスポーツができる場を確保し、多種多様なニーズに対応した活動を支援します。

主な事業・取組

- 学校開放事業の推進
- スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体の活動及びスポーツ大会等への支援
- アスリート派遣補助事業の推進

(3) スポーツ環境の充実

利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めます。

主な事業・取組

- スポーツ施設の維持管理と設備等の充実
- カーリング場及び総合体育館の新規整備に向けた検討

関連する個別計画等

- 南富良野町社会教育中期計画
- 南富良野町スポーツ推進計画

4. 歴史・文化・芸術

現状と課題

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、南富良野町文化協会が中心となって多種多様な文化・芸術活動が行われているほか、その成果を発表する場として、芸能発表会などが開催されていましたが、コロナ禍により多くの文化的活動が中止を余儀なくされています。

今後は、コロナ禍により活動主体が衰退しないよう、文化活動への支援を行っていく必要があります。

文化財については、国の天然記念物として平成8年に指定された「夕張岳の高山植物群落および蛇紋岩メランジュ帯」があるほか、特別天然記念物の天然保護区域に指定されている「大雪山」国立公園を有しています。

また、本町では、昭和40年に「幾寅獅子舞」を町の無形文化財に指定しており、保存・継承活動を支援しています。

今後とも、これら有形・無形の貴重な文化財の保存・活用や郷土資料室の適正管理に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に触れあえる場や機会を増やしていく必要があります。

基本方針

住民が文化や芸術に触れる機会づくりを進め、住民主体の文化・芸術活動の活性化を促進するとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

主な施策

(1) 芸術文化活動の促進

各種文化団体・サークルの活動に対して支援を行うとともに、発表や活動の場を提供します。また、町民への芸術鑑賞の機会提供、文化活動による地域活性化を促進します。

主な事業・取組

- 文化協会などの団体の活動支援
- 住民自主企画活動支援事業による文化・芸術活動の活性化
- 芸術・文化に触れる機会の提供

(2) 文化財等の保護と活用

本町の貴重な文化財や史跡を次世代へ継承する一方、体験学習などを通してその歴史的価値の教育・普及に努めます。また、本町の指定無形文化財である幾寅獅子舞の伝承活動を支援します。

主な事業・取組

- 文化財など郷土資料の収集・活用
- 郷土資料展示場所の検討
- 文化財などのパンフレットやホームページ等を活用した啓発
- 幾寅獅子舞の保存・伝承活動への支援

関連する個別計画等

○南富良野町社会教育中期計画

5. 青少年健全育成

現状と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。また近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。

こうした状況に対し、本町では町内各学校でいじめ防止基本方針を策定し、青少年の健全育成に向けた取組を推進しています。また、学校、スクールカウンセラー等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の相談体制づくりを進めてきました

今後もこれらの取組や様々な社会参加機会のさらなる充実を図りながら、青少年が伸び伸びと健やかに成長することを実現するために、地域全体が一致協力して取り組んでいくことが必要です。

基本方針

家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年を育成します。

主な施策

(1) 青少年育成活動の推進

自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら社会生活を営むことのできる人材を育成するため、体験活動など多様な活動機会を提供します。

主な事業・取組

- 海外留学生派遣事業の実施
- ボランティア活動など社会体験活動の推進
- 道徳教育、自然環境教育、福祉体験学習の推進
- インターネットの適切な利用方法の教育

(2) 相談体制の充実

いじめや不登校などの生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、児童・生徒に悩みなどの相談先を周知します。

主な事業・取組

- 学校や関係機関における相談窓口の設置と連携の強化
- 学校へのスクールカウンセラー派遣
- 「子供のSOSの相談窓口」や「子ども相談支援センター」など相談機関の周知
- SOSの出し方に関する教育の推進

関連する個別計画等

○南富良野町社会教育中期計画

基本目標 5

町民と行政がともに歩むまち
【住民協働・行財政分野】

施策の体系



数値目標

指標	単位	基準値	目標値
S N S アカウントフォロワー数	人	336	700
ふるさと納税寄附額	千円／年	64,224	80,000
実質公債費比率※ ²⁴	%	12.6	10.0
将来負担比率※ ²⁵	%	43.1	30.0

関連する SDGs の目標



※ 24 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

※ 25 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

1. 住民参画・地域づくり

現状と課題

近年、価値観や生活様式の変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れつつあると言われています。

一方で、より良いまちづくりには、これまで以上に町民一人ひとりの自治意識の醸成が求められています。

本町では、計画策定におけるアンケート調査や各種会議への町民委員の参加、パブリックコメントなどを通じて、町政への町民参画に取り組んできました。また、活力あるまちづくりを推進するため、町民が自主的に行う国内研修事業に対して経費の一部を助成するまちづくり研修助成事業を推進してきました。

しかし、町政への町民参画は十分ではないことから、町民の意見が反映されたまちづくりが進められているとは言えない状況にあると認識しています。

今後も住民参画や地域づくりを積極的に推進していくことが求められますが、人口減少に伴ってまちづくりの担い手不足が懸念されることから、今後も町民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

基本方針

まちづくりを論議する場づくりや、町民がまちづくりへ参加する機会の拡大を図るとともに、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

主な施策

(1) まちづくりへの参画機会の拡充

様々な年代の町民が気軽に参加し、町民同士がまちづくりについて幅広く話し合える機会の拡充と手法の検討を進めます。

主な事業・取組

- 住民アンケートや町民ワークショップの実施
- 計画策定における会議体への町民参画

(2) まちづくりの活性化

地域において活性化に取り組む団体活動に補助金を交付するなど、町民の自主的なまちづくり活動への支援を行います。

主な事業・取組

- まちづくり地域活性化交付金による自治会活動の支援
- まちづくり研修事業による住民・各種団体の自主研修の支援
- イベントやスポーツ活動等による地域、職域、世代を超えた交流の促進
- NPO法人の活動支援
- 地域おこし協力隊の受け入れと活動支援

2. 男女共同参画

現状と課題

少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活力のあるまちづくりに向け、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて状況へ対応することが求められています。

女性の就業率は全国的に上昇傾向にあります。家事や育児、介護などは女性の役割と捉えられる傾向は依然として根強くあるなど、女性の社会進出を阻む一因になっていると考えられます。

女性の社会進出の増加に伴い、社会の様々な領域で性差のない環境づくり、意識づくりは不可欠となっており、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性の個性と能力が十分発揮される必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて取組を進めることが求められます。

基本方針

すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

主な施策

(1) 人権尊重の普及・啓発

人権意識向上のための啓発活動により、差別のない多様性を尊重し合える地域社会の実現に取り組めます。

主な事業・取組

- 学校における人権教育の推進
- 人権やジェンダー平等に関する情報提供
- 人権擁護委員による人権相談の定期的な開催

(2) 男女共同参画の普及・啓発

すべての町民が性別や年齢にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する啓発活動を行います。

主な事業・取組

- 男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育てや介護支援体制の充実
- 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の周知
- 女性の能力発揮機会の拡大に向けた啓発活動の推進

関連する個別計画等

- 南富良野町特定事業主行動計画

3. 広報・広聴

現状と課題

町民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの町民の声を聴きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取組を十分に町民に周知することにより情報を共有化することが必要です。

本町の広報としては、町政に関する情報は毎月発行している「広報みなみふらの」をはじめ、インターネットなど様々なメディアを通じて町内外に提供しています。

また、広聴の面では、各種団体等の町民と町長が直接意見交換を行う車座ミーティング事業を実施し、町民が日頃感じている町政に対する疑問や意見、提案などを受け付ける機会を設けています。

今後も、誰でもわかりやすい町政情報の広報に努めるとともに、意見交換など町民との対話の機会を拡充し、広聴による町民意向の把握を今後も積極的に行っていく必要があります。

基本方針

町民が必要とする情報やわかりやすい情報の提供を行うことで、町が実施する事業に関心をもってもらえるような広報活動を推進します。また、町民の意識や動向を的確に把握するための広聴活動の充実を図ります。

主な施策

(1) 広報の充実

「広報みなみふらの」や町ホームページの充実を図り、町民にとってわかりやすい情報提供を推進します。また、SNS等を活用して町内外に向けた積極的な広報活動を進めます。

主な事業・取組

- 「広報みなみふらの」の充実
- 町ホームページの充実
- SNSや動画等を活用した広報活動の推進

(2) 広聴機会の拡充

移動町長室のほか各種広聴制度の利用方法や場所などの周知の徹底により、利用の拡大を図ります。また、町民の声を聴くための多様な手段について検討します。

主な事業・取組

- 移動町長室の実施
- 車座ミーティング事業の推進
- 町民アンケート調査の活用
- 新たな広聴制度の検討

(3) 情報公開の推進

南富良野町情報公開条例に基づいた適切な情報開示を引き続き実施するとともに、制度についての周知を図り、町民の町政に対する関心を高めます。

主な事業・取組

- 南富良野町情報公開条例・南富良野町個人情報保護条例の周知
- 南富良野町情報公開条例に基づく適切な情報開示の推進

4. 行財政運営

現状と課題

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。

本町では、これまで簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直しなど行財政運営の改善に向けた取組を進めてきました。これから生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予測されるとともに、公共施設の老朽化により、更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

こうした中、令和3年度には工事入札を巡る不祥事により町民の町政への信頼を大きく裏切る事態を引き起こしてしまったことから、今後はその信頼回復に向けての取組を進めていく必要があります。

さらに、多様化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスをさらに向上させるため、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めるとともに、地方公会計制度や行政手続きのオンライン化等を推進し、行政経営マネジメントの強化を図ることが求められています。

基本方針

計画的な行政運営を図るとともに、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを目指すとともに、限られた財源の中で健全で透明な財政運営を堅持しつつ、町有財産の有効活用、財源の確保を推進します。

主な施策

(1) 効率的な行政運営の推進

行財政改革に向けた取組を継続するとともに、施策・事務事業の成果の検証と見直しによる「選択と集中」を進めるなど、住民ニーズに即した効率的で効果的な行政経営を目指します。

主な事業・取組

- 組織機構の見直しや定員管理の適正化
- 民間委託、指定管理者制度の推進
- 事務事業評価制度の導入による事務事業の見直し推進

(2) 人材育成の推進

複雑・多様化する行政課題にも的確に対応できる職員の育成に向けて職員研修による職員の資質の向上などを進め、より良いまちづくりと質の高い町民サービスを提供するための組織づくりを進めます。

主な事業・取組

- 職員の専門性や政策立案能力などを高めるための研修活動の推進
- 国・道・他市町村などとの人事交流の推進

(3) 健全な財政運営の推進

地方公会計制度改革への適切な対応を図るとともに、地方公会計を推進・活用することにより、さらなる財政の健全化に向けた取組を進めます。また、中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。

主な事業・取組

- 地方公会計制度改革への適切な対応
- 中長期的視点に立った計画的な財政運営の推進
- 補助事業の積極的な活用等による財源の確保
- ふるさと納税制度への取組充実と各種事業への財源活用
- 受益者負担の原則に基づく適正な公共料金などの設定

(4) 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

主な事業・取組

- 公共施設等の適切な維持管理と長寿命化の推進
- 公共施設等の改修及び更新に係る費用の軽減と平準化の推進
- 公共施設更新時における複合化の検討
- 遊休施設の有効活用の検討

関連する個別計画等

- 南富良野町公共施設総合管理計画
- 南富良野町教育施設長寿命化計画

5. 広域行政

現状と課題

行政に対する、多様化・高度化するニーズや日常行動の広範囲化などに加え、効果的・効率的な行財政運営への要求も高まり、広域的な視点をもった取組がますます重要になります。

本町においても、富良野広域連合の構成員として広域での連携・共同事務を進めているほか、富良野市を中心市とする富良野地区定住自立圏構想による連携を推進しています。

今後も、富良野圏域の関係市町村が連携し、互いの独自性、自主性を尊重しつつ、広域行政への需要や共通課題を研究し、効果的な公共投資とサービスの向上を図り、圏域の一体的発展を目指す必要があります。

基本方針

行財政運営の効率化や多様化・複雑化する行政への需要に対応するため、富良野圏域5市町村など周辺自治体との広域的な事務事業の連携を推進します。

主な施策

(1) 広域行政、共同事業の推進

富良野広域連合等における共同事業の推進等を通じて、広域行政を推進します。

主な事業・取組

- 富良野広域連合による共同事業の維持・充実
- 介護認定及び障害者認定審査会の運営
- 事務事業の共同化に向けた調査・研究の推進

(2) 富良野地区定住自立圏構想の推進

富良野地区定住自立圏共生ビジョンに基づき、富良野圏域5市町村による連携の取組を推進します。

主な事業・取組

- 富良野地区定住自立圏共生ビジョンの推進
- 富良野地区定住自立圏共生ビジョン懇談会への参加

資料編

諮問書

南 富 企 企 号
令和4年11月2日

南富良野町第6次総合計画審議会
会長 岩永 かずえ 様

南富良野町長 高橋 秀樹

南富良野町第6次総合計画の策定について（諮問）

南富良野町第5次総合計画の期間が令和4年度で終了することから、次期、第6次総合計画の策定について、貴審議会の意見を賜りたく諮問します。

記

- 1 計画の期間
 - （1）基本構想 令和5年4月1日～令和10年3月31日
 - （2）基本計画 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- 2 計画の内容 策定作業計画書のとおり
- 3 答申の時期 令和5年2月頃

答申書

令和5年2月24日

南富良野町長 高橋 秀樹 様

南富良野町第6次総合計画審議会
会長 岩永 かずえ

南富良野町第6次総合計画の策定について（答申）

令和4年11月2日に諮問のあった「南富良野町第6次総合計画」について慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

全国的な人口減少、近年各地で激甚化・頻発化する自然災害、変化する国際情勢、新型コロナウイルス感染症による社会変化、デジタル化の急速な進展など、我が国を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

このような状況の中、南富良野町の明るい未来を実現するため、南富良野町第6次総合計画は将来起こり得る変化や課題を見据え、現時点から取り組むべきことを私たちに指し示す道標とならなくてはなりません。

本審議会では、町民アンケート調査の結果や現行基本計画の進捗状況を検証しつつ、急速に進む人口減少を抑制し、持続可能なまちづくりを進めるために、今後具体的に進めるべき施策は何かということを中心に、専門的な見地や地域・町民などまちづくりの主体としての立場に立って審議を重ね、南富良野町第6次総合計画をとりまとめました。

計画の推進にあたっては、まちづくりの基本姿勢を念頭に、まちの将来像である「地域の自然を活かし 協働と共創で築くまち 南富良野」の実現に向けて、町民・団体・企業・行政等が一丸となってまちづくりに取り組み、南富良野町第6次総合計画の着実な推進を期待するところであります。

なお、本総合計画の実現に向けて、意見を付させていただくとともに、答申の趣旨を十分に尊重され、町政の推進にあたられますようよろしくお願い申し上げます。

意見

1 計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、まちの将来像である「地域の自然を活かし 協働と共創で築くまち 南富良野」の実現に向けて、「まちづくりの基本姿勢」を十分に踏まえた上で、今後の基本計画の具体化を進めることを求めます。

また、長い歴史をもつ6つの集落に関して、住民が安全・安心して暮らし続けられるよう、地域の課題に向き合い各種施策に取り組まれることを求めます。

2 当審議会における意見やアイディアの扱いについて

南富良野町第6次総合計画の審議において委員から出された意見やアイディアについては、施策分野別の意見に仕分けた上で関係課に周知し、今後の基本計画の具体化や政策の推進の際に活用することを求めます。

3 重点施策について

重点施策として掲げた7つの政策に関して、今後5年間における着実な推進を期待するとともに、その推進にあたっては町民・団体・企業等との対話及び情報共有を十分に行之、協働と共創に基づく施策の推進を求めます。

4 「基本目標1 地域特性を活かして活力あるまち」について

人口減少及び少子高齢化を背景に、地域産業の担い手不足がさらに加速することが予測されるため、積極的な担い手確保対策を推進することを求めます。

また、現在進められている道の駅再編整備事業と併せて、南富良野町がもつ様々な地域資源の保全と有効活用を推進し、本町の特性を活かした魅力ある観光地づくりに努めていただきたい。

5 「基本目標2 健康で安心して生活できるまち」について

少子高齢化が今後さらに進むことから、除雪や移動支援など高齢者の生活支援について検討を進めるとともに、本町で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実を求めます。

6 「基本目標3 災害に強く快適で住みよいまち」について

近年増加している自然災害への対策強化とともに、ＪＲ根室本線存続に関する町民の声を尊重した上で、「新たな地域公共交通体系」の検討を求めます。

また、移住・定住対策及び産業施策との連携を踏まえ、空き家対策を含めた住環境の充実に向けた取組を積極的に推進することを求めます。

7 「基本目標4 豊かな学びと生きがいを実感できるまち」について

児童・生徒が安心して教育を受けられる教育環境づくりを通じ基礎学力の向上や豊かな人格形成に向け努めていただきたい。

また、魅力ある学校づくりを通じて南富良野高等学校の生徒数確保に努めていただきたい。

さらに、多様化が進む町民のライフスタイルに応じた生涯学習の環境づくりを推進し、生涯学習の充実を求めます。

8 「基本目標5 町民と行政がともに歩むまち」について

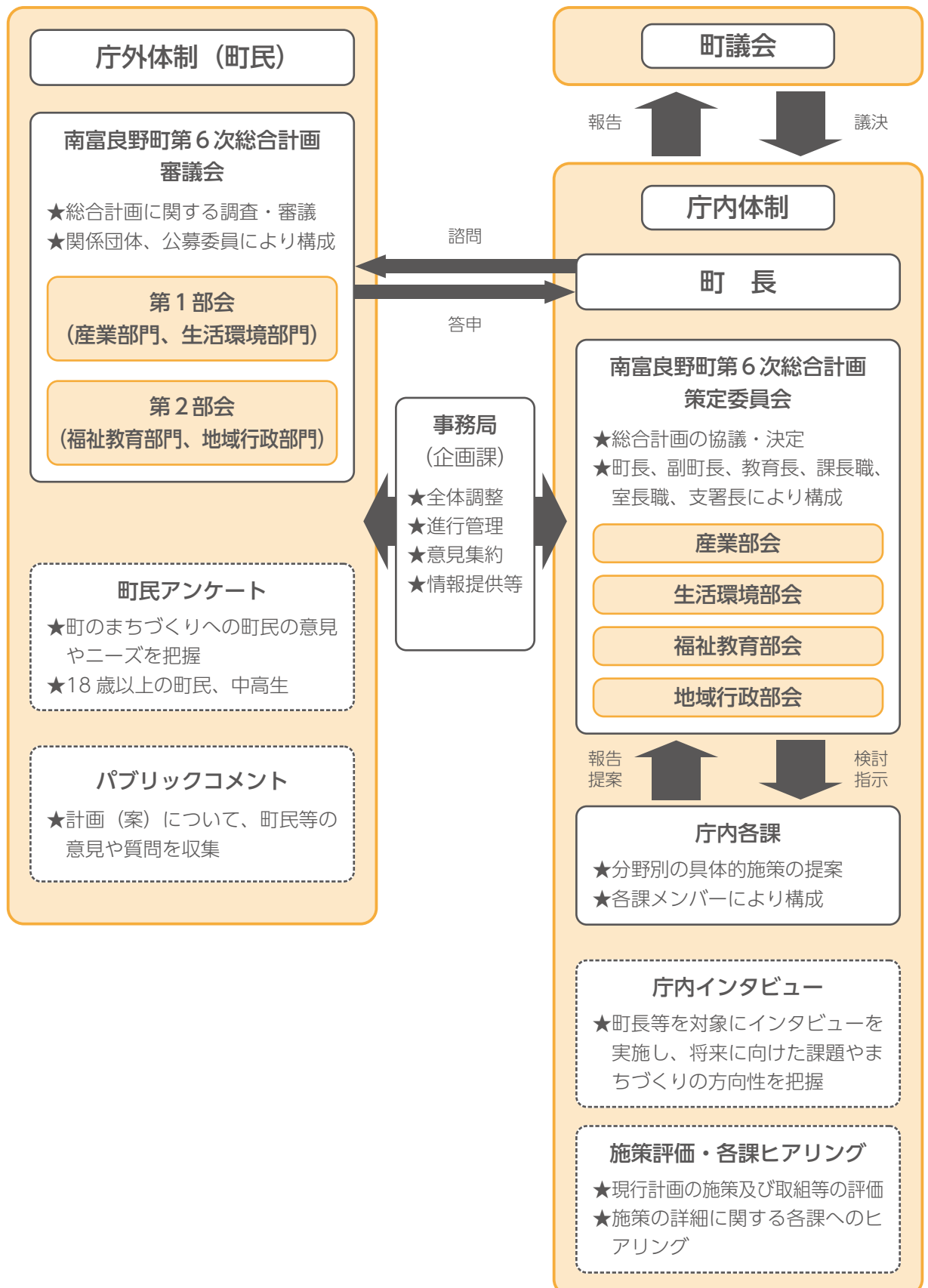
広報及び広聴機会の充実を通じて、町民との協働によるまちづくりを推進するとともに、今後厳しさを増す財政状況に適切に対応し、健全な行財政運営を進めていくことを求めます。

南富良野町第6次総合計画答申に係る個別事項について

審議委員からは下記のような具体的意見や町への提案がありましたので、これらについても引き続き検討していただけますようお願いいたします。

- 1 鳥獣被害が増加する一方、猟友会は高齢化によりハンターが減ってきている。鳥獣侵入防止柵の更新による鳥獣被害防止や減少について、及び猟友会へのサポート体制を強化していただきたい。
- 2 種いもは管理や検査が厳しく対応が大変であることから、担い手や後継者が減少している。新規作物だけでなく、種いもなど現在生産している作物や農家への支援強化も検討いただきたい。
- 3 商工会と連携し、空き家などを活用した起業支援又は就業支援について推進していただきたい。
- 4 地域おこし協力隊を積極的に活用するとともに、隊員が任期後も定住できる支援策について検討いただきたい。
- 5 キャンプ場の運営について、売店の増設や冬期間の施設利用、遊び場の創出について検討いただくほか、PR活動の充実をお願いしたい。また、キャンプ場エリアへのジェットスキーの侵入規制など国とも連携し安全面の向上を目指していただきたい。
- 6 道の駅周辺整備について、公園周辺の雑草や雑木など景観に配慮しながら整備を進めて頂きたい。また、道の駅改修の際には地元産の野菜直売所を設置するなど、地元商品のPRを推進していただきたい。
- 7 冬は高齢者にとって、移動が大変であり、また、社会福祉協議会で実施している除雪支援の対象外となり対応ができない町民がいる。町において、それら移動弱者へのきめ細かな対応策について検討いただきたい。
- 8 千里大学の運用について、町民カレッジなど広く開放するなど全町民の学び場の提供について検討いただきたい。
- 9 当町は森の町であることから、更なる森林の活用やレクリエーション活動の推進による森林と触れ合う機会を増やしていただきたい。
- 10 郷土資料の保存場所について検討いただきたい。
- 11 役場には多くの住民が立ち寄ることから、駐車場の拡大について検討いただきたい。

計画策定体制



南富良野町第6次総合計画審議会条例

令和3年9月16日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南富良野町第6次総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、南富良野町第6次総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 一般公募
- (3) 町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる第6次総合計画の答申をもつて満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、第6次総合計画の諸事項を調査、審議するため部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(費用弁償)

第9条 審議会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

2 平成23年9月28日条例第11号南富良野町第5次総合計画審議会条例は廃止する。

南富良野町第6次総合計画審議会規則

令和3年9月30日
規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、南富良野町第6次総合計画審議会条例（令和3年条例第25号）第7条の規定に基づき、部会設置に必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会に次の部会を設け、会長の指名する委員をもつて組織する。

(1) 第1部会

(2) 第2部会

2 部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査、審議する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によつて定める。

5 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査、審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

8 部会の議事は、部会委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(会議の招集)

第3条 部会は、部会長が招集する。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、町の機構をもつて充てるものとし、事務局長は企画課長が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、部会の所掌部門にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各課（委員会、室等）が、その事務を担当する。

2 前項の各部会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、所管事務の課長職をもつて充てる。

4 各部会の会議の庶務は、幹事長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、副会長の指示により、会議の運営や記録、資料の提供並びに基本構想、基本計画のまとめなどを行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 平成23年10月1日規則第13号南富良野町第5次総合計画審議会規則は廃止する。

別表

部会担当区分

- 1 第1部会
産業部門（農業、林業、商工鉱業、観光、労政、新エネルギー、自然保全等に関する事項）
生活環境部門（道路、橋りよう、住宅、防災、上下水道、衛生、景観、省エネルギー等に関する事項）
- 2 第2部会
福祉教育部門（社会福祉、教育、生涯学習、介護、保健医療等に関する事項）
地域行政部門（行財政、広報広聴、地域振興、住民自治、広域行政、他の部会に属さぬ事項）

南富良野町第6次総合計画策定委員会規程

令和3年9月30日
規程第2号

(目的)

第1条 南富良野町の第6次総合計画を樹立するため、南富良野町第6次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長には町長、副委員長には副町長及び教育長をもつて充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもつて充てる。

各課の課長、室長、議会事務局長、教育次長、消防支署長

4 委員長は必要があると認めたときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 策定委員会については委員長が、部会については幹事長がそれぞれ招集する。

(部会)

第5条 策定委員会を補佐するため、次の部会を設ける。

(1) 産業部会

(2) 生活環境部会

(3) 福祉教育部会

(4) 地域行政部会

2 部会は、所掌事務に関する各課（委員会、室等）を勘案して、委員長が指名する委員で構成する。

3 部会は、その部会に関する調査、審議の経過を策定委員会に報告するとともに、南富良野町第6次総合計画審議会の庶務を担当する。

4 部会に幹事長及び副幹事長を置き、委員長が部会委員の中から、これを指名する。

(その他)

第6条 策定委員会の会議の庶務は、企画課において行う。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 平成23年10月1日規程第2号南富良野町第5次総合計画策定委員会規程は廃止する。

南富良野町第6次総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属部会	所属機関・団体名
会 長	岩 永 かずえ	第1部会（部会長）	みなみふらの観光協会
副会長	後 藤 健 寿	第2部会（副部会長）	幾寅地区連合会
委 員	尾 崎 雄 一	第2部会（部会長）	校長会
//	西 山 雅 明	第1部会（副部会長）	スポーツ協会
//	加 藤 大 介	第2部会	北落合連合会
//	目 黒 義 重	第2部会	落合地区連合会
//	鳥 羽 光 生	第1部会	南富良野町商工会
//	樋 村 裕 之	第2部会	子ども・子育て会議
//	中 島 正 貴	第2部会	南富良野大乘会
//	後 藤 治 子	第1部会	婦人団体協議会
//	永 井 洋 平	第2部会	町PTA連合会
//	藤 原 竜 牙	第1部会	商工会青年部
//	山 内 茂 樹	第2部会	民生委員協議会
//	村 井 光 洋	第2部会	金山民主会
//	金 強	第2部会	下金山連合会
//	西 脇 和 幸	第1部会	J A南エリア南富良野地区
//	久保田 佑美香	第1部会	一般公募
//	糠 谷 雄 次	第2部会	一般公募
//	伊 藤 彩	第1部会	一般公募

南富良野町第6次総合計画策定委員会名簿

(敬称略)

役 職	職 名	氏 名	備 考
委 員 長	町 長	高 橋 秀 樹	
副委員長	副町長	岩 淵 秀 一	
//	教育長	鈴 木 誠	
委 員	総務課長	森 直 樹	
//	会計課長	浪 坂 美 幸	
//	保健福祉課長	加 藤 賢 一	
//	すこやか子ども室長	佐々木 智 一	
//	産業課長	福 井 達 也	
//	建設課長	加 藤 吉 繁	
//	教育次長	河 原 隆 則	
//	高校事務長	辻 澤 均	
//	議会事務局長	星 野 隆 博	
//	消防支署長	増 田 輝 彦	
事務局	企画課長	小 室 伸 幸	
	企画課長補佐	小 田 隆 広	
	企画課企画振興係	西 川 達 哉	
	//	東海林 孝 文	

I
序
論

II
基本構想

III
基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

資料
編

策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和3年12月3日 ～12月17日	南富良野町第6次総合計画策定の ためのまちづくりアンケート調査	○一般町民向け調査 対象：18歳以上の町民1,000人 ○高校生向け調査 対象：町内在住の高校生全員 ○中学生向け調査 対象：町内在住の高校生全員
令和4年8月6日	トップインタビュー	○町長インタビュー ○教育長インタビュー
令和4年11月1日	第1回南富良野町第6次総合計画 策定委員会	○策定体制について ○策定方針について ○町民アンケート調査結果について ○第5次総合計画事業評価について ○序論、基本構想に関する審議
令和4年11月2日	第1回南富良野町第6次総合計画 審議会	○南富良野町第6次総合計画の諮問 ○策定体制について ○策定方針について ○町民アンケート調査結果について ○第5次総合計画事業評価について ○序論、基本構想たたき台に関する審議
令和4年12月5日	第2回南富良野町第6次総合計画 策定委員会	○基本構想素案に関する審議 ○基本計画たたき台に関する審議
令和4年12月20日	第2回南富良野町第6次総合計画 審議会 第2部会	○基本構想素案に関する審議 ○基本計画たたき台に関する審議
令和4年12月21日	第2回南富良野町第6次総合計画 審議会 第1部会	○基本構想素案に関する審議 ○基本計画たたき台に関する審議
令和4年1月11日	第3回南富良野町第6次総合計画 策定委員会	○基本構想素案の修正について ○基本計画素案の修正について
令和5年1月23日	第3回南富良野町第6次総合計画 審議会 第2部会	○基本構想素案の確認 ○基本計画素案に関する審議
令和5年1月26日	第3回南富良野町第6次総合計画 審議会 第1部会	○基本構想素案の確認 ○基本計画素案に関する審議
令和5年1月31日 ～2月14日	パブリックコメント	○南富良野町第6次総合計画素案への意見 募集
令和5年2月20日	第4回南富良野町第6次総合計画 審議会	○パブリックコメントの結果報告 ○南富良野町第6次総合計画（案）の確認
令和5年2月24日	答申	○南富良野町第6次総合計画（案）の答申



南富良野町第6次総合計画

〈令和5年度～令和9年度〉

地域の自然を活かし 協働と共創で築くまち 南富良野

発行：令和5年3月

企画・編集：南富良野町 企画課

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

Tel 0167-52-2115 Fax 0167-52-2922

<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/>

